

総務市民常任委員会会議録

〔令和4年12月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和4年12月6日(火)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議案第50号	筑紫野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	人 事 課	3
	議案第51号	筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
	議案第52号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課	10
	議案第53号	筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
	議案第54号	筑紫野市税条例及び筑紫野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	税 務 課	21
	議案第57号	令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	国保年金課	25
	議案第58号	令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	国保年金課	31
	議案第63号	令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	国保年金課	33
	議案第55号	令和4年度筑紫野市一般会計補正予算(第7号)について	財 政 課	35
	議案第56号	令和4年度筑紫野市一般会計補正予算(第8号)について	財 政 課	42
	議案第59号	令和4年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について	人権政策・ 男女共同参画 課	44
	所管事務 調査	JR二日市駅西側乗降口開設に係るバス運行計画について	企画政策課	45
	所管事務 報告	筑紫野市旧上下水道庁舎用地活用事業の進捗状況について	管 財 課	50
	所管事務 調査	市営住宅の維持管理等について	管 財 課	53
	所管事務 調査	公用車運行及び事故対策の取組みについて	管 財 課	58
	所管事務 調査	公契約条例制定の検討状況について	財 政 課	62
	所管事務 報告	「第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)」策定に係るパブリック・コメントの実施について	人権政策・ 男女共同参画 課	67
	所管事務 調査	災害時等要援護者支援制度における危機管理課の役割について	危機管理課	74
	所管事務 調査	自主避難所の点検結果について	危機管理課	84

令和4年第6回(12月)筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和4年12月6日(火)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	波多江 祐介	副委員長	八尋 一男
委員	横尾 秋洋	委員	辻本 美恵子
委員	鹿島 康生	委員	坂口 勝彦
委員	段下 季一郎		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(10名)

議員	西村 和子	議員	前田 倫宏
議員	城 健二	議員	白石 卓也
議員	阿部 靖男	議員	原口 政信
議員	平嶋 正一	議員	下成 正一
議員	上村 和男	議員	宮崎 吉弘

○出席説明員(26名)

企画政策部長	桑野 晋一	企画政策課長	中尾 泰明
企画政策担当係長	齊田 誠	人事課長	永田 貴也
人事担当係長	中村 淳二	総務部長	宗貞 繁昭
財政課長	鶴川 和宜	財政担当係長	尾形 基貴
契約担当係長	権 丈哲	契約担当主査	二宮 幸江
財政担当主任	伊龍 志保美	危機管理課長	中村 昭治
危機管理担当係長	森田 健太郎	管財課長	永利 俊美
管財担当係長	永田 裕二	人権政策・男女共同参画課長	谷 典士
人権・同和政策担当係長	前田 大輔	男女共同参画担当係長	吉田 聡子
税務課長	荒金 達	市民税担当係長	渡邊 成祐

市民税担当主任 光 武 裕 詞

国保担当係長 田 川 誠

国保担当主任 寺 崎 栄 一

国保年金課長 高 口 修

医療年金担当係長 横 尾 茂 幸

国保担当主任 泉 圭一郎

○出席事務局職員（3名）

局 長 嵯 峨 栄 二

主 任 松 崎 直 子

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前10時00分

○委員長（波多江祐介君） それでは、定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に9名の議員の方が傍聴に出席していますので、御報告しておきます。

皆様に念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、指名を受けた後にマイクのスイッチを押していただき、発言していただきますようお願いいたします。

発言の際は、ハウリング防止のためにマイクを近づけて発言していただきますようお願いいたします。

また、傍聴者の皆様へ、コロナ感染症予防の観点から私語はお控えいただきますように。

なお、皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を開きます。

議題に入ります前に、桑野部長がお見えでございますので、御挨拶をいただき、併せて出席の職員の方の御紹介もお願いいたします。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） 改めまして、おはようございます。企画政策部長の桑野でございます。

本委員会におきまして、企画政策部人事課より議案4件の御提案をさせていただいております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

御説明いたします職員を紹介いたします。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） 人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願い致します。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第50号、筑紫野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第50号、筑紫野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について御説明をさせていただきます。

まず初めに、提案内容補足説明書の5ページを御覧ください。

本件は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、職員の定年年齢の段階的引上げなど必要な措置を講じるため、関係条例の整備を行うものでございます。

主な制度の内容でございますが、まず1項目めとして、職員の定年年齢の段階的引上げでございます。現行の60歳の定年年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降につきましては65歳とするものでございます。

次に、2項目めでございます。管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入でございます。対象の職員を管理職手当が支給されている職員として、原則60歳到達日以後の最初の4月1日に管理監督職以外の職に降任をするものでございます。ただし、公務の運営に著しい支障を生じる場合は特例として、引き続き管理監督職のまま勤務させることができるというものでございます。

続いて、6ページでございます。

3項目めでございますが、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入でございます。まず、1点目でございますが、定年の引上げに伴い、現行の再任用職員制度を廃止いたしますが、定年年齢の段階的引上げが完了するまでの措置といたしまして、暫定再任用職員制度として同様の仕組みを継続いたします。

次に2点目でございます。60歳到達日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、職員本人の意向を踏まえまして、定年前再任用短時間勤務職員として短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入するものです。なお、この定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与等の仕組みにつきましては、暫定再任用職員と同様といたします。

次に、4項目めの情報提供・意思確認制度でございます。職員の60歳到達日が属する前年度に60歳到達日以後の任用給与等に関する情報提供を行い、60歳到達日以後の勤務の意思を確認するように努めるものでございます。

最後に5項目めでございますが、60歳に達した職員の給与についてです。60歳到達日以後最初の4月1日から、職員の給料月額については、60歳到達日の給料月額の7割水準と

するものでございます。

以上が主な制度内容でございます。

それでは続きまして、別にお配りしております総務市民委員会資料を御覧ください。こちらの分になります。

資料の1ページ目をお願いいたします。

定年の引上げに伴う段階的措置のイメージとして、生まれた年度ごとに60歳以後の勤務形態のイメージを表示しております。例えば昭和37年度生まれの職員につきましても、60歳に到達する令和4年度で定年退職を迎え、令和5年度からは暫定再任用として65歳まで勤務することができます。昭和38年度生まれの職員は、60歳に到達する令和5年度をもって役職定年となり、61歳の令和6年度で定年退職をいたします。そして、令和7年度からは、暫定再任用職員として65歳まで勤務することができます。以下、資料のとおりでございますが、段階的に定年年齢を引き上げ、下から2行目の昭和42年度生まれの職員以降につきましても、60歳で役職定年、65歳で定年退職の制度の適用を受けることとなります。

次に、資料の2枚目でございます。資料2を御覧ください。併せて議案書の9ページをお願いいたします。

今回議案として提案させていただいております関係条例を、資料2として一覧にまとめさせていただいております。

上から順に御説明いたします。

まず、筑紫野市職員の定年等に関する条例の改正でございます。主な改正内容といたしまして、職員の定年年齢を65歳に改正すること、管理監督職勤務上限年齢制度の新設、定年前再任用短時間勤務制度の新設、職員への情報提供・意思確認の制度化を行うものでございます。

次に、筑紫野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例においては、管理監督職勤務上限年齢制度の導入に伴う降給の規定を追加するものです。

次に、筑紫野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例におきましては、減給の効果に60歳到達後の降給時の取扱いを追加するものでございます。

次に、筑紫野市職員の給与に関する条例におきましては、再任用職員制度の廃止に関連する規定を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員制度の給与に関する規定を追加、また、再任用職員及び再任用短時間勤務職員の表現を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えを行います。それから、60歳に到達した職員の翌年度以降の給料月額について、60歳時点の

7割水準とするという規定を追加するものでございます。

次に、筑紫野市職員定数条例におきましては、職員の再任用に関する条例の廃止に伴う予備定数の適用項目の整理を行うものでございます。

次に、筑紫野市職員の単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例、筑紫野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例においては、再任用職員の表現を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えを行わせていただきます。

次に、筑紫野市職員の育児休業に関する条例におきましては、育児休業をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制度の延長特例を受けた職員を追加するものでございます。

次に、筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例におきましては、再任用職員及び再任用短時間勤務職員の表現を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えを行わせていただくものでございます。

最後に、筑紫野市職員の再任用に関する条例でございますが、再任用職員制度の廃止に伴い、条例を廃止させていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（波多江祐介君） 執行部から説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 提案内容補足説明書の5ページですけど、項目2ですかね、管理監督職勤務上限年齢制のところ、公務の運営に著しい支障を生じた場合と書いてあるんですけど、これは具体的にどういった支障があった場合には駄目ですよというか、説明をお願いします。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） こちらの延長の特例というところでございますが、例えばというところでよろしいでしょうか。

特定のプロジェクト的な業務に当たっている職員、例えば5年で事業が完結する事業を担当している管理監督職員が、事業の4年目で60歳を迎えたと。残り1年、事業完了まであるというところで、ここで、じゃあ管理監督職を交代させるのかというところで、最後までこの職員で事業を完了させるとかというようなことが想定されるかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） 今回の坂口委員の質問の件についてですけど、その場合、役職が課長といった場合で、もしそのプロジェクトが延長するとしたら、名前も課長職のままで、名前もそのままいくということなのか。

それと、給与たいね。給与が結局、これは70%になるとか書いてあるけど、その辺はどいうふうに考えるのかなと思って。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 役職につきましては、その場合は、課長なら課長のままと。給料につきましても、7割の水準に落ちるということではなく、役職を継続することになりますので、60歳時点の金額がそのまま継続をするという形になります。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） それだったら、それは年齢延長の場合やろうけど、そのプロジェクトは。でも、私はどうしても60で定年して辞めたいという場合はどうすれば、役所としたら。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） そちらの本人の意向というところについてでございますが、御説明の中でも申し上げたとおり、情報・意思確認制度というものをつくりますので、その中できちんと人事課のほうからは制度内容を説明した上で、もし仮に継続をしていたきたいという職員が対象職員としていた場合については、その旨を打診させていただいた上での意思確認という形になってくるかと思っておりますので、最終的には御本人の意思を尊重する形で運用のほうを行わせていただくことになろうかと考えております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 2点あります。

一つは、現在再任用となっている方の処遇で、確認なんですけど、次の6ページのところの60歳到達日以降引き上げられた定年前に退職した職員についてという、ここに相当するのかが一つですね。

それと、今の意思確認制度のところですが、60歳できちんと辞めたいということで、こ

れまでの実績で再任用されずに60歳でお辞めになった方というのはどれぐらいの割合でいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 再任用職員についてでございますが、現行の再任用職員制度の適用を受けている職員につきましては、暫定再任用職員としての制度適用を受けますので、制度名称は変わりますけれども、現行の制度と同様の制度の適用を受けていくという形になります。

それから、60歳で定年退職をされて、再任用を希望されなかった職員の割合ということでございますが、具体的にちょっと今、すみません、申し訳ございませんが、数字のほうを把握してないんですが、ざっくりとした印象でというところでもよろしければ、大体2割から3割ぐらいはいらっしゃるんじゃないかなと考えているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 資料1の段階的措置のイメージの例えば昭和39年度生まれの61歳、この白い部分ですね、40年度生まれの61歳、62歳、41年度生まれの61歳、62歳、63歳、42年生まれの61、62、63、64のこの白い部分の扱いというのは、暫定再任用と同じような条件というのか、役職定年を終えてそのまま平の職員のままというところで、再任用ではないというところでの雇用条件の違い、そこを説明していただきたいんです。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 今、御指摘いただいた部分につきましては、役職定年を60歳で迎えた後の定年退職までの期間の捉え方というところだと思います。

御指摘のとおり、役職定年を迎えた職員について、61歳以降については管理監督職以外の職に降任をするという形になりますので、監督職以外の職種の立場として、正規職員として勤務をしていただくこととなります。ですので、再任用職員とは扱いは別になるというところで、制度的な違いで申し上げますと、例えば現行でいきますと、給与面の違いで言えば、ボーナスの支給月数が違います。再任用職員の場合は若干低い月数で支給させていただいておりますので、その辺が正規職員の定年前の職員と同じ月数になります。あるいは、手当関係も若干制度が違いますので、今現在60歳以下の職員が適用を受けている手当の制度を全て適用されることとなりますので、実際は60歳から定年年齢までの数年間、1年から5年というところではありますが、今と変わらない処遇で勤務をすることができるという形に変わりますというところになります。

○委員長（波多江祐介君） 鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） そしたら、この表で見ると、一番上の昭和37年生まれの人というのは、令和5年から令和9年の間というのは結局暫定再任用ということは、下の人たちの白樫、40年生まれとしたら61、62、これは降任で正規職員であって、ボーナスも普通どおりだと。だから、この暫定再任用職員との差がかなり出てくるんじゃないかな。その辺はどうサポートというか、ごめんなさいねで終わりなのか。何か役所として、同じ働いている人にその差があるというのはどうなのかなと、ちょっと思うんだけど。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 今、鹿島委員が御指摘された点につきましては、私どもとしても課題として認識をしているところでございます。やっぱり適用を受ける制度が違いますので、給与面、処遇面で若干の差は出てくるというところになります。その中で、説明の中でも申し上げましたが、暫定再任用職員制度については、現行の再任用職員制度と同様の制度の適用を受けることにはなるんですが、給与の級の格付とかというところで一定の見直しをすることが可能な点もございますので、そういった中で、今御指摘を受けたような発生してくる格差についての是正というところについては、検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

最後に私、1点だけお尋ねしたいんですけど、私の記憶であれば、今年度、中途採用に取り組みたのではないかなと思います。また、今回の制度は、地方公務員法の改正に伴って各自治体で取り組まれてるとは思うんですけども、必要な措置を講じられているということですが、例えばそういった観点からすると、この暫定的な年数があるんですけど、新規採用の方、職員の数が決められている中で、定年が延長すれば当然新規採用の方も、例年募集をかけていたものにも少し影響してくるのかなと思うんです。そういった観点ではどのように考えられますか。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 職員の採用についてでございますが、2年に1度しか定年退職者が発生しないという状況が今後発生してくることはなるんですが、対象となる定年退職を迎える職員に事前に情報提供をして意思確認を行っていくという制度も併せて制度化していくこととなりますので、その中で該当職員の意向の確認をした上で、今後の退職

人数の見込みというところを踏まえたところで、職員の採用については毎年行っていくことを基本としながら、職員の採用人数については適宜検討をした上で設定をして採用を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第50号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第50号、筑紫野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

皆様にお諮りいたします。

議案第51号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件から、議案第53号、筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件まで、関連がありますので一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。それでは、議案第51号から議案第53号まで一括して議題といたします。

これらの件について、執行部から説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第51号から議案第53号までの3議案につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

まずは、別にお配りしております総務市民委員会資料の3ページ、資料3から御説明を

させていただきます。

人事院勧告を受けての国家公務員の状況をまとめさせていただいております。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要でございます。

令和4年度の人事院勧告につきましては、令和4年8月8日に一般職の国家公務員の月例給及びボーナスについて勧告が出されております。これを受けての国の対応でございますが、人事院勧告どおりの給与改定を実施するとの決定がなされ、改正法につきましては既に国会で可決がされているという状況でございます。具体的な改正内容でございますが、初任給及び若年層の月例給の引上げといたしまして、令和4年4月に遡り、平均で0.3%の改定が行われます。また、ボーナスの改定につきましては、職員の年間支給月数を4.3月分から4.4月分に0.1月分を引き上げ、令和4年12月期から改定とされております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要でございます。

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の給与を改定するものでございます。具体的には、秘書官の月例給を500円引き上げ、ボーナスの年間支給月数を3.25月分から3.3月分に0.05月分引き上げるものでございます。改定時期につきましては、一般職と同様に、ボーナスについては令和4年12月期からとなっております。

以上が、今年度の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の状況でございます。

それでは、議案のほうの説明をさせていただきます。

まず、議案第51号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。改正内容でございますが、提案内容補足説明書39ページをよろしく願いいたします。

今回の条例改正は、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われることを受け、その改正内容に準じて筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

期末手当の支給月数につきましては、令和4年度は、12月支給分について1.625月分を1.675月分に0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.3月分とするものでございます。次に、令和5年度につきましては、年間支給月数は3.3月分で、6月支給分と12月支給分を均等にするために、それぞれ1.65月分の支給とするものでございます。この期末手当の改定に伴います影響額につきましては、2のとおりでございます。

議案について説明をいたします。議案書の27ページを御覧ください。

まず、第1条で令和4年度の期末手当の支給割合を規定させていただいております。そ

れから、第2条で令和5年度の期末手当の支給割合に改正するものでございます。なお、既に支給されました期末手当は、改正後の条例規定による内払いとみなし、可決後に差額の支給をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第52号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書、42ページをよろしくお願いいたします。

先ほどと同様に、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の内容に準じまして、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

期末手当の改定に伴います影響額は2のとおりでございます。

議案について説明をさせていただきます。議案書の29ページをお願いいたします。

第1条で、令和4年度の期末手当の支給割合を規定し、第2条で令和5年度の期末手当の支給割合に改正するものでございます。なお、支給されました期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなし、可決後に差額の支給をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第53号、筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

改正内容についてでございますが、提案内容補足説明書の45ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、令和4年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定が行われることを踏まえ、その改正内容に準じて、筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、給料表につきまして、令和4年4月に遡り、平均0.33%引き上げるものでございます。

次に、勤勉手当の支給月数につきまして、再任用職員以外の一般職員について、令和4年度は、12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.95月分から1.05月分に、0.1か月分を引き上げ、年間支給月数を2.0か月分とするものでございます。令和5年度につきましては、年間支給月数は2.0か月分で、6月支給分と12月支給分をそれぞれ均等にするために、1.0か月分の支給とするものでございます。また、再任用職員や定年前再任用短時間勤務職員につきましては、令和4年度の年間支給月数を0.95月分とし、12月支給分を0.45月分から0.5月分に、0.05月分を引き上げるというものでございます。また、令和5年度につきましては、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.475月分の支給とするものでございます。

次に、給与改定に伴う影響額でございます。条例改正後の全職員に支給する給料及び諸手当の影響額につきましては、2のとおりでございます。

それでは、議案について御説明をさせていただきます。議案書の31ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。筑紫野市職員の給与に関する条例第19条におきまして、勤勉手当の支給について定めており、第2項第1号、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数は、6月、12月ともに100分の95でございますが、その月数を6月支給分は100分の95、12月支給分を100分の105に改めるものでございます。また、第2項第2号の再任用職員については、6月、12月ともに100分の45でございますが、6月支給分につきましては100分の45、12月支給分は100分の50に改めるものでございます。また、別表第1、行政職給料表を31ページから35ページのとおり改めるものでございます。

次に、36ページの第2条でございますが、第1条で改正します勤勉手当の支給月数を令和5年度の支給月数に改めるものでございます。

次に、第3条でございますが、筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則について、給料表改定の効力の発生時期の特例を加えさせていただきます。給料表改定に伴う会計年度任用職員の給料改定については、給料表が改定された翌年度の4月1日から効力が発生することを定めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1条及び第3条の改正については公布日から施行、第2条については令和5年4月1日からの施行といたします。

また、第1条は、令和4年4月1日からの適用とし、既に今年度支給しております給与については、改正後の給与条例の規定による内払いとみなす規定を定め、可決後に差額の支給をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質問についてはそれぞれお聞きしたいと思います。

まず、議案第51号について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これは当たり前のことなんですけど、どうして公務員の人事院勧告を受けて市議会議員の報酬を変えることになったのかという、そのところを確認をもう一度させていただいていいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 人事院勧告を受けてということでおっしゃられておりますけれども、人事院勧告を受けて国家公務員の給料がまず改定をされます。地方公務員の給与に関しては、国家公務員の給与に準じて改定を行うものとされておりますので、特別職及び議員報酬につきましても、国家公務員の状況、国の状況を踏まえた上で改定を行っていくという考え方で提案させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えば最低賃金なんかも、全国平均と中央、いろんな地域で差があって、例えば福岡県なんかは中央と比べてやっぱり低いわけですね。そういうところから見て、なぜ国家公務員の給与改定に合わせた内容で検討するのか。例えば福岡県なら福岡県の人事委員の勧告を参考にすべきではないかなという考え方もあるんですけど、福岡県の人事委員を例えばなぜ使わないのかというところですね。地方性をなぜ考えないのか。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 地方公務員法において、地方公務員の給与に関しては国家公務員との均衡に十分配慮することという規定がございますので、国家公務員の給与について見ていくことになろうかと思えます。

それから、地域間の水準の格差、最低賃金の件とかというところも御指摘がありましたけれども、それについては、手当において地域手当というものがございまして、そこで支給率を地域ごとに国が定めており、その率に基づき地域手当を支給することで地域間の調整を行っているという形になり、地域間の給与の格差についても一定は反映しているものでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 次に、議案第52号について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 次に、議案第53号について質疑のある方は挙手をお願いいた

します。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さきの二つの特別職と議員については、給与の改定がないのであれですけど、国の人事院勧告の0.33%というものを参照して、一般職の給与に関する法律に従ってということやってるんですけど、例えば福岡県の人事委員が出しているのは0.27なんですね。やっぱり福岡県の自治体であれば、福岡県と同じように検討すべきではないかなというのが一つの考え方。これが一つですね。

それと、会計年度任用職員の期間が、なぜ令和4年の4月1日に適用しないのか。令和5年4月1日、これは最後に説明された条例の中の37ページですね。翌年度の4月1日。今回であれば令和5年4月1日からということになるんですけど、会計年度任用職員に限ってなぜ令和5年なのか。これが一つあります。

ちょっとまだ質問はあるんですが、一つずつのほうがいいですかね。

○委員長（波多江祐介君） はい。永田課長。

○人事課長（永田貴也君） すみません、まず、会計年度任用職員の件からでよろしいでしょうか。

まず、会計年度任用職員の給与の改定についてでございます。翌年度の4月1日からとさせていただいておりますが、これにつきましては、過去2年の給与改定におきましても、給料の改定はございませんでしたが、期末手当の改定がございました。このときは、過去2年については減額改定でございまして、その際についても翌年度の4月からの適用ということで会計年度任用職員はさせていただいております。つまり、マイナスでもプラスでも翌年度から適用させていただくという考え方でさせていただきたいと考えております。これについては、近隣筑紫地区各市の対応は同様でございまして、県においても同様でございます。国におきましては、地域の実情に応じて適切に対応するようという形で示されてる内容でございますので、筑紫野市におきましては、プラスのときでもマイナスのときでも翌年度からの対応ということでさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 引き続き、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 補足説明で市の職員の全職員に支給される影響額が2,566万9,000円の増額が見込まれるということですが、例えば正規の方のどの辺りが平均どれぐ

らい上がるのか、再任用の方がどれくらい上がるのか、会計年度のフルタイムの方、パートタイムの方はどれくらい上がるのかというのをちょっとお示しいただけたらと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それぞれの職員個人の影響額というところでございますが、今回の給料表の改定については、月例給は若年層の改定となっておりますので、おおむね30代半ば前後の職員までが月例給の改定の対象となっております。影響幅が一番大きな職員で言いますと、一番若年層の部分、初任給の引上げというのもございますので、高卒程度の職員であれば初任給が4,000円引上げという形、大卒程度の職員の初任給といたしまして3,000円の引上げというところになっております。また、30代半ばの職員については、400円、500円の影響幅というところの増額になっておりますので、段階的に年齢が上がるにつれて増額幅が小さくなっているという形になります。それから、それに併せて勤勉手当分というのが増額がございますので、職員1人当たり平均しますと、おおむね4万円から5万円の年間の増額という形になっております。

それから、会計年度任用職員に関しましては、こちらで先ほど御説明させていただいたように、約2,500万の影響額には会計年度任用職員の影響額というのは含まれておりません。会計年度任用職員については給料表を適用させておりますので、もともとの設定している給料の号給の級に応じてという形になり、これも職種によって幅が違いますが、おおむね一番多い方で月額で4,000円、少ない方でも2,000円程度は上がるという中身になっておるかなというところがございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、会計年度の方のフルタイム……、なぜこういうことを言うかということ、市の職員の方が今、正規の方が471人ですね。再任用の方が15人、フルタイムの方が289人で、パートタイムの方が198人。これは予算のときの人数なんですけど。さっき、引き上げるときに、過去2年間の引下げのときに引き下げられていて、今回の引上げ分が勤勉手当に配分されていると、2年間引き下げられて、今回の期末では回復されないのではないかなと思っていたんですね。その辺で、今聞くと、4,000円から2,000円あるというのがちょっとよく分からない。4,000円から2,000円というのは何の分がそのお金なのか。そして、今回の改定によって市の職員の増額分ということは、会計年度任用職員に

については令和5年から新しい給与表の中で適用したらこうなるだろうけど、今回の増額分には含まれないということは、結局、今のところ、正規職員の方と再任用の方は上がるというか、ボーナスが増えるけれども、会計年度の方には何もないという扱いではないのかなと思うんですね。その辺はどうなんですか。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 会計年度任用職員の方については、来年度から給料の改定を行わせていただくというところで提案させていただいております。今回の影響額をお示ししてる金額については、正規職員と再任用職員の金額の合計というところでございます。会計年度任用職員が来年度から給料改定を行うものとしたときの影響額については、約4,000万円ぐらいは人件費が増額するという形で今見込んでおりまして、この件につきましては、来年度の予算措置の中で対応していくという形になりますので、今回のこの2,500万という金額からは除外させていただいているというところで御理解をいただきたいと思います。決して増額をしないとか給料改定をしないとかという意味での説明ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、今回のいわゆるボーナスという感覚で言えば、会計年度の方は増額はないということで理解していいんですね。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 勤勉手当は、会計年度任用職員は支給をしていませんので、その点においては影響はないというふうにはなりますけれども、基本給である給料の月額が上がりますので、期末手当の金額についてはその分の影響が当然出てきますから、ボーナスの増額というのも来年度においては出てくるという形になります。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 来年度においては出るけれども、今年度のボーナスにはないんですねとお尋ねしています。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） はい、今年度においてはございません。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 1件です。さっきも言いましたけれども、市の職員の方の半分以上が会計年度の方。フルタイムの方はほとんど正規の方と同じように働いていて、正規の人はボーナスが少し上がる。会計年度の方はボーナスが変わらないというところで、こういう働いてる人のアンバランスというんですかね、正規が471人、再任用の方が15人、一方、会計年度の方はフルタイムの方は289人、パートタイムの方が198人。やっぱり働いてる人の中の半分以上が会計年度の方というところで、何かもうちょっと、来年増えるからいいんじゃないかではなくて、今の社会の情勢でみんなが苦しいなと思ってるときに、何らかの救済措置のようなことが検討できなかったのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。どういうふうに、そのところは、例えば同じ職員間でこういう話で決定していくのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 申し訳ございません。繰り返しにはなるんですけれども、職員の給与制度については国家公務員の給与制度の改定の内容に準じてという形で取扱いをさせていただいておりますので、今回が勤勉手当のみの改定というところで、会計年度任用職員が支給されない部分の改定になってしまっているというのは御指摘のとおりだと思います。こちらについて、何か対策をとるところだとは思いますが、これまでの地方公務員の給与の考え方というのは、国家公務員に準じたところというところで取扱いをさせていただいておりますので、今回の単年度の給与の改定の中身によって取扱いの見直しをするとかということは、現実的にちょっと考えられないところのかなというふうに思うところでございます。その中で、給料の見直し、他市状況と比べて給与水準が少し低いようなところについては一定見直しを行っていただくか、職種によっては人員の確保がなかなか難しい職種というところもございまして、そういったところについての処遇の見直しについては今後も引き続き取り組みながら、会計年度任用職員の方々の処遇については一定の確保をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

私から1点だけです。

総体的に人事院勧告に基づいて給料改定を行った場合、それは引上げだったり引下げだったりあると思うんですけれども、さっきの説明で、支給後に議会可決の場合は、それに対

してまた対応していきますというのが、質問の1点は、こうやって国の人事院勧告が出て、市町村が対応していく中で、間に合うこと、間に合わないこと、直近の議会で間に合わなかった場合の給料支給に対する負担、経費も含めて、支給で1人当たり上がっても、例えばそれで追加する分にそういった経費がかかるのか。何と言いますか、間に合うこと、間に合わないことよっての事務的、または費用的経費が影響してくるのか。

もう一つ確認は、その調整というのは直近の次の振込で調整をされているのかという対応で間違いはないのか。そのためにさらにもう1回振り込んだり、もしくは引下げの場合、個人の方が対応するのか、いや、通常の給料振込のときに全て対応してますよというところなのか、そこだけちょっと教えていただければと思います。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君）　今回は増額の改定でございますので、差額の支給については、条例の改正を可決いただいた後に速やかに行わせていただくものとしておりますので、別にその差額だけを支給する日というのを設定しております。その日に合わせて支給のほうを別にさせていただきますので、そのためだけの業務というのが発生するという形です。

また、これまでの例で申し上げますと、減額改定の際については、例えば11月に臨時議会を開いていただいて、そこで減額について可決をいただいて、12月のボーナスで差額の調整をすとかというやり方を取らせていただいておりますので、減額の際はその給料なりボーナスの支給日に合わせて調整をさせていただく。増額の際は、別に支給日を設定をして職員に対して別に支給をしていくというやり方を取らせていただいているところです。

以上です。

○委員長（波多江祐介君）　ありがとうございます。

ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君）　質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第51号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第51号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ただいまから討論を行います。

議案第52号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第52号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ただいまから討論を行います。

議案第53号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第53号、筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、休憩をいたします。開始時刻を11時10分としたいと思います。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に追加で1名の議員の方が出席をしておりますので、御報告しておきます。

それでは、議案第54号、筑紫野市税条例及び筑紫野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

出席職員の方が替わっておりますので、自己紹介及び説明のほうをお願いいたします。
荒金課長。

○税務課長（荒金 達君） 税務課長の荒金でございます。よろしくお願いいたします。

○市民税担当係長（渡邊成祐君） 税務課市民税担当の係長をしております渡邊です。よろしくお願いいたします。

○市民税担当主任（光武裕詞君） 税務課市民税担当の光武です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（荒金 達君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、お願いします。

荒金課長。

○税務課長（荒金 達君） それでは、本日お配りしております総務市民委員会説明資料を使って御説明いたします。本日お配りしております資料を御準備ください。

○委員長（波多江祐介君） お願いします。

○税務課長（荒金 達君） それでは、表紙をめくっていただきまして、議案第54号、筑紫野市税条例及び筑紫野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、国の令和4年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴うもので、個人住民税に関するものです。主な改正内容は、次のとおりです。

一つ目は、住宅ローン控除の延長でございます。住宅ローン控除とは、住宅取得者が抱える住宅ローンの負担を軽減するために、毎年末の残高の一部を10年間または13年間にわたり所得税額から控除し、控除し切れない分を個人住民税額から控除する制度です。

例として枠の中に記入をしております。例えば住宅ローン残高が3,000万円で所得税額が25万円の人の場合の住宅ローンの控除可能額が3,000万円掛ける1%、控除率については1%の場合と0.7%の場合とありますが、この例では1%として計算をしております。そうしますと、控除可能額は30万円。所得税から25万円を差引き、控除し切れない5万円

を個人住民税から控除できるという仕組みになっております。

現在、令和4年末までに入居した場合が対象となっておりますが、住宅が取得しやすい状況を継続するため、令和7年末までに延長されます。このような法改正がっておりますので、条例も条文を整理することといたしております。

この部分の施行は、令和5年1月1日になります。

続きまして、2番目の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しについてでございます。株の配当所得や譲渡所得は、現在、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能となっております。しかし、この制度が複雑で分かりにくいと指摘されてきたことを踏まえ、所得税と個人住民税の課税方式が一致するよう変更されることとなりました。

下の図で説明をいたします。株の配当所得の場合、配当をもらうときに、源泉徴収ということで所得税が15%、住民税が5%をあらかじめ差し引かれて配当をもらうこととなります。その後、確定申告や市の申告をする段階において、次のような選択ができるようになっております。黄色い枠で囲っている部分になりますが、所得税の確定申告や住民税の申告において、この株の配当所得について申告をしないという方法です。源泉徴収をされておりますので、その源泉徴収で確定をさせるというものです。次に、青い枠で囲っておりますように、所得税も住民税も株の配当所得も一緒に申告をして、改めて再計算するという方式。さらに、③番のところになりますが、所得税では、他の所得と一緒に申告をして、個人住民税については申告をしないというふうに、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能となっております。

先ほど申し上げましたとおり、この制度が複雑で分かりにくいと指摘されてきたことを踏まえて、この課税方式を一致するように変更されることとなりました。今後、所得税と住民税では同じ課税方式をするというふうになります。

このような法改正がおりますので、条例の条文を整理をすることとしております。

この部分の施行日は、令和6年1月1日でございます。

以上が、本条例の改正についての説明でございます。御審査のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 2番の株の配当所得ですけど、要するに源泉徴収で20%の税金を

引かれて配当されとるということで、この人たちが高額所得者だったら大体税率が35パーとか40%ぐらい持っていかれるんだけど、これを申告しないということになってくると、税額が少ないんじゃないかなという気がするんだけど、それはどうですかね。

○委員長（波多江祐介君） 荒金課長。

○税務課長（荒金 達君） 株の配当所得や譲渡所得の場合は申告しないという方式が取れるようになっておりますので、この株の配当所得については総合課税をする税率よりも低い税率でいけるということになっております。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 極端な場合、例えば1,000万ぐらいの譲渡益があったと。そうすると、20%だったら200万の税金で、800万が取れるんだけど、実際その人は40パーとか45パーぐらいの税金を持っていかれる人は、他の所得と一緒に確定申告すれば、どんと税金を持っていかれると思うんだけど、これで申告しないということであれば、その税金は持っていかれないということですかね。

○委員長（波多江祐介君） 荒金課長。

○税務課長（荒金 達君） そういうことになります。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 今に関連してというか、これは要は、上の申告しないというのが源泉分離課税で一律20%で税金が徴収されて、下のがいわゆる総合課税を選ぶこともできる。この場合は税金が高くなるという理解でいいんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 荒金課長。

○税務課長（荒金 達君） 先ほど横尾委員が例として挙げられたような所得が高い人になると、そのような形になります。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑の方は挙手をお願いします。よろしいですかね。

○委員（横尾秋洋君） 休憩を。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時20分

再開 午前11時44分
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御質問がある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ここで言うバツ印のついている③、つまりほかの所得と一緒に申告している人が今後申告しないというふうに行くのは大体何人ぐらいいらっしゃるのかということと、今回のこの改正によって筑紫野市の税収にどのような影響があるのか、お尋ねいたします。

○委員長（波多江祐介君） 荒金課長。スイッチをお願いします。

○税務課長（荒金 達君） 所得税では、確定申告で他の所得と一緒に申告していた人が、住民税では申告をしないという選択ができていましたが、今後は所得税と同じ課税方式になります。つまり個人住民税でも他の所得と一緒に申告をしなければならないということになります。今回できなくなったような選択をしていた人は、約360人ほどいらっしゃいます。

市の税収への影響ですが、そのような方が他の所得と一緒に申告をした場合、源泉徴収の税率は5%でしたが、他の所得と一緒に申告すると一律10%となりますので、5%分税金が増える方もいらっしゃれば、他の所得と合算したとしても住民税が非課税となって源泉徴収分の還付を受けるといったような方もいらっしゃって、その方の配当所得以外の所得状況によりまちまちでございますので、税収がどちらの方向に進むかというのは定かではないというところです。

○委員長（波多江祐介君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第54号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第54号、筑紫野市税条例及び筑紫野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議案第57号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

説明のため職員が入れ替わっておりますので、自己紹介をお願いいたします。

○国保年金課長（高口 修君） お疲れさまでございます。国保年金課長の高口でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

国保年金課所管で本委員会に提案いたしますのは、議案第57号、議案第58号、議案第63号の3件でございます。議案第57号、議案第58号を担当する職員の紹介をさせていただきます。

国保年金課国保担当係長の田川誠でございます。

○国保担当係長（田川 誠君） 国保担当の田川です。よろしく申し上げます。

○国保年金課長（高口 修君） 同じく国保年金課主任、寺崎栄一でございます。

○国保担当主任（寺崎栄一君） 国保年金課の寺崎といいます。よろしく申し上げます。

○国保年金課長（高口 修君） 同じく国保担当主任、泉圭一郎でございます。

○国保担当主任（泉 圭一郎君） 泉と申します。よろしく申し上げます。

○国保年金課長（高口 修君） 以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第57号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案書は45ページ、提案内容補足説明書は76ページになりますが、説明は補正予算書で説明をさせていただきます。

それでは、令和4年度筑紫野市特別会計補正予算書の1ページをお開きください。よろしいでしょうか。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,688万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億2,133万1,000円とするとうたっております。

それでは、12ページの歳出予算から御説明をいたします。

左上に書いておりますが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきまして、左から三つ目の補正額の欄に書いてありますとおり、343万1,000円の増額でお願いするものでございます。これは、右のページの説明の欄に書いてありますとおり、職員給与費を現在の職員体制、給与格付等で再計算したことにより、343万1,000円増額するものでございます。

次に、その下の2項徴税费でございます。1目賦課徴収費、2目収納率向上特別対策事業費について、これは県の指導により申告勧奨対象者が増えたことから、郵送料を増額するものでございます。

次に、その下の3項運営協議会費でございますが、国保の財政運営、税率改正について、より慎重な議論が必要なことから、会議回数を1回分増やすものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

2款の保険給付費でございます。1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費を7,324万円増額するものでございます。これは、令和4年度のこれまでの実績が当初見込みよりも大きく増加していることから補正を行うものです。なお、療養給付費は、その全額が普通交付金で補填されるものでございます。

次に、その下の8款諸支出金1項償還金及び還付加算金を132万2,000円増額するものでございます。これは、令和3年度の会計決算後に返還を行った還付金が例年より多かったことによるものでございます。6目の償還金につきましては、令和2年度のコロナ減免に係る災害臨時特例補助金について、金額の確定に伴い過大交付額を返還するものです。

最後に、9款予備費1項予備費1目予備費を132万2,000円減額するものでございます。これは、8款諸支出金の増額に伴いまして、見合いとして減額補正をするものでございます。

引き続き、歳入予算を御説明いたします。10ページをお開きください。

3款県支出金1項県負担金補助金1目保険給付費等交付金を7,324万円増額するものでございます。これは、先ほど歳出の中で説明いたしました保険給付費の補正増に伴いまして、同じ額を増額するものでございます。療養給付費は、その全額が普通交付金で補助されるものでございます。

次に、5款繰入金1項繰入金1目一般会計繰入金を311万8,000円増額するものでございます。これは、先ほど歳出の中で御説明いたしました職員給与費等の総務費について、一般会計から繰り入れるものでございます。

その下になります。8款国庫支出金1項国庫補助金1目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を52万7,000円増額するものでございます。これは、令和4年度におけるマイナンバーカードの取得促進及びマイナンバーカードの被保険者証の利用申込みに係る支援事業への財政措置に係る補助金額が確定したためでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明をいたします。4ページをお開きください。

まず、国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務についてですが、国民健康保険被保険者証の更新時期は毎年8月1日となっておりますが、6月から7月にかけて被保険者証の発送準備をしております、入札から帳票のテスト等の業者打合せ等を勘案すると今年度中に契約を締結する必要があることから、274万8,000円を計上させていただいております。

次に、その下ですが、国民健康保険税納税通知書等印刷製本につきましては、納税通知書を印刷するに当たりまして、1月下旬に契約する必要があるために、147万4,000円を計上させていただいております。

以上が、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。御審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 2点あります。

補正予算書の15ページ、補足説明書の76ページの保険給付費等の交付、一般被保険者療養給付費の増によるものということで7,324万ですが、ここまでのところで、増やすための根拠になるというか、どれぐらいの方が給付を受けて、今後の見込みは昨年度と比べて何%ぐらい増えたから、今後、年度末までの分として増やすということで、何が対象でこの金額になってるのかということをお尋ねしたいということと、その一番下のマイナンバーカードの保険証利用促進事業に伴う補助金収入。今回、収入しか予算書にはなくて、この促進事業に関する支出のほうに分からないんですけれども、僅かですけど52万7,000円はマイナンバーカード保険証利用促進事業として何をされているのか。この二つをお尋ねします。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） すみません、2点ございましたけれども、マイナンバーカードのほうから説明させていただきます。

マイナンバーカードの取得促進事業ですけれども、これはマイナンバーカードの取得促進のために保険証にリーフレットを入れまして、取得促進を図っております。そういうことでございます。

それから、療養給付費の昨年とのどのくらい増加ということによろしかったですかね。

○委員長（波多江祐介君） 昨年度どのくらい変わったかと、何人を見てこの増額になったのかということです。

○国保年金課長（高口 修君） 昨年と比較いたしまして、令和3年度との比較ですけれども、現在、令和4年度は3月から9月分の診療分が増えておりまして、医療費は3.3%増えております。このために、令和4年度の10月から以降の分につきまして補正増をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 今御質問されたのは、去年は3.3で、じゃあ令和4年はどう見てこの補正額になったのかという御質問だったと思います。

○国保年金課長（高口 修君） すみません、休憩をお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後0時00分

再開 午後0時01分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 先ほど、前年度比で3月から9月までの診療分で3.3%ほど増となっておりますけれども、金額で申し上げますと、現在1億2,500万円が昨年度と比べまして増えております。それに基づきまして今年度の必要な額を計算いたしまして、その分の補正をお願いさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 7,324万円の補正額に至った経緯は、令和3年度の増額の金額を見て、それから数値を出してこの見込みになったということです。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えばコロナ禍で診療を控えている方が今までこれぐらいの人数で、大分収まってきたからまた診療を受けに行った人がこれだけ増えていってるから、診療者の増によって、結果としては3.3%の増になったとかいう説明であれば何となく分かるんです。3.3%の増が何による増なのか、説明がちょっと足りないような気がするのと、基本的に、これだけ増えるという根拠をきちんと示していただいたほうが。示すというよりも説明いただいたほうが理解しやすいんですけど。単に金額ベースで3.3%の増というのが、同一の人が今まで控えていたのが、3回だったのが5回行くようになったとか、あるいは全然行かなかった人が増えて、新たに行くようになったからということでこの金額になったという、そういう説明があれば非常に分かりやすいんですけど。

もう一つは、特別な事情というか、例えばインフルエンザがはやった年は国保ががんと上がるとかいうのは前からあるんですけど、これからの予想でそういうことを見越して、今年の冬はインフルエンザとコロナと両方という話がある中で、そういうことに備えてあらかじめ増やしておこうというのか、その辺がちょっとよく分からないですね。分かるように説明いただけたらと思うんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 辻本委員おっしゃられましたように、この医療費の増といますのは、コロナに係るものというのがやっぱり原因としては一つございます。令和2年度は、受診控えという形で医療費というのが下がっておりますけども、3年度に受診控えがなくなって、増えて、またさらに4年度は、医療費というのは増えてる傾向にございます。先ほど申し上げましたコロナによる影響によるもの、それと高齢化によるもの、それから医療費の高額化というものがございます。

すみません、補足ですけれども、コロナに関して言いますと、医師、看護師への報償費等も4年度は上がっておりますので、そういったことも影響してるということが想定されてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今の課長の説明からすると、ちょっと解せないところがあるんですけど、今、3.3%が昨年度と比較してアップして、その金額が1億2,500万に該当すると。このまま行くと、来年の3月まですると1億5,000万とか1億6,000万ぐらい前年度よりも増えると。今年の予算を前年度から比べてたくさん予算を組んどったからそういう見通し

だけど、7,324万ぐらいの増で終わるんだという見通しだと思うんですけど、その辺を具体的な数字で説明してくれると納得できるんだけど。既に9月までで1億2,500万もアップしてるのに、何で7,300万ぐらいで収まるのかなという一つの疑問があったから。それだけ今年度の予算措置で前年度より大きな予算を組んでおったのかどうか。その辺はどうですか。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 横尾委員おっしゃられるように、当初の予算措置といたしまして、やはり医療費がどれぐらい伸びるかというところが想定が大変難しいところでございます。先ほども申しあげましたように、令和2年度が受診控えで、3年度が戻った。それよりも増えているという形になっております。令和4年度の当初予算措置をする上では、過年度の状況を見ての部分になります。例えば、令和2年度は落ち込んだ状況ですので、その前後の年度の部分での予算算定とさせていただいております。そのこの推測は難しいところがございます、このような形になっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 今の説明では全然分かりません。7,324万あるものが、ええころ加減じゃないでしょう。はっきりこれは、どういう状況で7,324万を出されたわけでしょう。根拠はあるわけですね。それをはっきり説明をしてくださいよ。お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） すみません、休憩をお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩いたします。再開を13時といたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後0時09分

再開 午後1時00分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど休憩に入る前に、八尋副委員長からの質問で終わっていたしましたので、執行部のほうからの回答をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 今回提案させていただいています療養給付費につきまし

での根拠について御説明させていただきます。

当初の療養諸費の予算額につきましては60億ほど計上させていただいております。これにつきましては、先ほど説明いたしました過年度の数字を基に、それから余裕を持って算出をさせていただいたところです。

今年度の6か月間も毎月医療費を積み上げているわけですが、その中ではやはり予測できない動きが生じているというところから、この6か月間、医療費が最もかかった月を基に今後の6か月間の計算をいたしまして、60億7,400万円ほどが療養諸費として必要になってくるということから、補正額として7,300万円ほどを計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第57号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第57号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第58号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

議案書は別冊の46ページ、提案内容補足説明書は別冊の77ページになりますが、補正予

算書で説明をさせていただきます。令和4年度筑紫野市特別会計補正予算書、給与等の改正に関する補正予算書、こちらを御準備いただいてよろしいでしょうか。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出それぞれ64万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億2,197万6,000円とするとうたっております。

詳細は、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をいたします。

12ページの歳出予算をお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費を64万5,000円の増額をお願いするものです。内訳は、右側の13ページに書いておりますとおり、2節の給料を13万1,000円、3節の職員手当等を43万9,000円増額するものです。これは職員の給料の基準となる行政職給料表が平均で0.33%、勤勉手当を年間で0.1月分引き上げること及び給料を算定基礎としている各種手当が引き上がることに伴い、増額となるものでございます。

次に、歳入予算です。10ページをお開きください。

5款繰入金1項繰入金1目一般会計繰入金64万5,000円の増額をお願いするものです。これは、国民健康保険の業務に従事する職員の給与に必要な額は一般会計から繰入れすることとなっているものでございます。

そこで、6ページをお開きください。

歳入の表の補正額の一番下の歳入合計及び次の8ページの歳出の表の補正額の一番下の歳出合計のとおり64万5,000円を増額し、総額を歳入予算、歳出予算101億2,197万6,000円でお願するものです。

以上が、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要です。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第58号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第58号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

説明職員の入替えがありますので、しばらく休憩をいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後1時07分

再開 午後1時15分
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

職員の方が入れ替わっておりますので自己紹介をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第63号を担当する職員の入れ替わりをさせていただきますので、職員の紹介をさせていただきます。

国保年金課医療年金担当係長、横尾茂幸でございます。

○医療年金担当係長（横尾茂幸君） 医療年金担当係長の横尾と申します。よろしくお願いいたします。

○国保年金課長（高口 修君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第63号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

執行部のほうから説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議案第63号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

令和4年度筑紫野市特別会計補正予算書の55ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,878万2,000円とするとうたっております。

まず、64ページの歳入予算をお開きください。

3款繰入金と5款諸収入がありますけれども、先に下の5款から御説明をいたします。

5 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 3 目後期高齢者医療決算剰余金返還金を503万5,000円増額するものでございます。これは、令和3年度分の療養給付費等保険者負担金と事務費負担金の額がそれぞれ確定をいたしまして、返還金が生じているものでございます。

続きまして、その上になります。3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金を428万5,000円減額するものでございます。これは、先ほどの5 款の返還金の見合いとして一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、66ページの歳出予算をお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費を75万円増額します。これは後期高齢者医療制度の改正に伴う被保険者証の二度の発送におきまして、当初の想定人数よりも増えたことによるものでございます。

以上が、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。御審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第63号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第63号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶いただき、併せて出席されている職員の方の紹介もお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） お疲れさまでございます。総務部の宗貞です。

総務部、議案3件上げておりますけども、そのうち2件、財政課の所管分を説明させていただきます。

まずは、補正予算（第7号）についてでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

財政課長、鶴川でございます。

○財政課長（鶴川和宜君） 鶴川と申します。よろしくをお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当の伊龍でございます。

○財政担当主任（伊龍志保美君） 伊龍と申します。よろしくをお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第55号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部のほうから説明をお願いいたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、議案第55号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,218万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371億2,692万6,000円とすることとしております。

併せまして、第2条で債務負担行為の補正を行っております。

今回の補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書を用いて御説明をさせていただきます。提案内容補足説明書の73ページをお開きください。

中ほどに歳出予算補正の主な内容ということで記載をしておりますが、今回補正いたします主な事業内容について御説明いたします。

まず、基金積立事業についてでございます。内容としましては、新規債券購入に伴い受取利息が増加したため基金へ積立てを行うもので、補正額は146万8,000円としております。今年度においても債権、具体的には国債を追加購入しておりますが、今年度に受け取りが見込まれる利息相当分を歳入予算に計上して、その全額を基金へ積み立てるものでございます。

次に、介護給付等事業についてでございます。内容としましては、障害福祉サービスの利用者が増加しておりますので給付費を増額するものでございます。補正額は5,792万6,000円としておりますが、利用者の状況でございますけれども、前年度比で36名増加をしている状況でございます。

次に、子ども医療費支給事業でございます。内容としましては、子ども医療の対象者も増加をしておりますが、受診件数も増加をしておりますので給付費を増額するものでございまして、補正額は1,600万円としております。対象者につきましては、前年度比で144名増加をしておりますが、新型コロナウイルス感染者の増加などによりまして受診件数も増加している状況でございます。

次に、児童福祉施設整備事業でございます。内容としましては、県補助金の制度改正に伴いまして、施設整備を行う保育事業者への補助金を追加で交付するもので、補正額は350万円としております。今年度、小規模保育所を2園公募しておりましたが、9事業者から応募があり、その中から2事業者を決定している状況でございます。今回の県の補助金改正を受けまして、事業者負担を軽減すべく予算計上しているものでございます。

なお財源につきましては、記載はしておりませんが、10分の10の県の補助金を活用することとしております。

次に、省エネ園芸農業緊急支援事業でございます。この事業は新規事業でございますが、園芸農家を支援するため、新技術の省エネ資材の導入に係る経費を補助するもので、補正額は42万8,000円としております。

ここで言う新技術の省エネ資材というのは、予定しているものは長期展張フィルムといひまして、ビニールハウスに使用するフィルムのことでございます。このフィルムを導入する市内の認定農業者さんに対して補助する予定としております。財源につきましては後ほど御説明いたしますが、10分の10の県の補助金を活用することとしております。

次に、74ページに移りまして、機構集積協力金交付事業でございます。内容としましては、農地中間管理機構を利用して、農地の集積・集約化に取り組む地域を支援するもので、補正額は200万5,000円としております。

具体的には、機構に対して6年以上の貸付けを行った農地で、対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されることを要件として協力金が交付されるものでございますが、その協力金の単価につきましては、1アール当たり1,600円となっております。この事業につきましても財源は10分の10の県の補助金を活用することとしております。

次に、小学校施設維持管理事業及び、その次の総合保健福祉センター管理運営事業でございます。内容としましては同様の内容となりますけれども、エネルギー価格の高騰及び熱中症対策などにより使用も増えている状況でございますので、電気料やガス代の予算を増額するものです。補正額はそれぞれ3,858万円、1,592万8,000円としておりますが、この補足説明書には記載はしておりませんが、市庁舎や各コミュニティセンター、公立保育所や共同調理場など、ほかの公共施設の電気料やガス代についても本補正予算に計上しておりまして、その合計額につきましては1億2,409万9,000円となっております。

また、このほかにも、記載はしておりませんが、事業費精算に伴う国や県に対する返還金を合計1億7,056万3,000円計上しているところでございます。

続きまして、歳入補正予算の主な内容でございます。

民生費国庫負担金である障害者自立支援給付費負担金から、下から2番目の農林業費県補助金である機構集積協力金交付事業費補助金まで記載をしておりますが、これらは全て先ほど歳出の部分で申し上げました事業費の増に伴うものでございます。

そして、最後の繰越金である前年度繰越金でございますが、各事業の見合いの財源は計上しておりますけれども、補正の財源としては不足いたしますので、今回、前年度繰越金の一部である3億8,081万円を計上しているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（波多江祐介君）　ただいま説明を受けました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　補足説明書の基金積立事業のところですね。新規債券購入に伴い国債を購入されたということですが、国債を幾ら購入して、この146万8,000円の割引料というか、受取利息になったのか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今年度、先ほども申しましたが、国債のほうを購入させていただいております。金額にしますと、2回に分けておりますが、1億と1億の合計2億を今年度、国債を購入しているところでございます。それぞれ利率が0.8%と0.7%のものを債権として購入をさせていただいている、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 同じページの73ページの省エネ園芸農業緊急支援事業なんですけど、さっき課長が言われてあった新技術の省エネ資材で、今、ビニールハウスのビニールというところで、ちょっと素朴な疑問なんですけど、消耗品だと思うんですね。これ、大体どのぐらいもつのかというのが分かれば。あと、そのほかに何かあるんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、ビニールの耐用年数についてでございますけれども、物によって3年から7年というところがひとつあるんですけれども、今回のこのビニールについては7年ほどもつのではないかとこのところでございます。

もう1点、ほかに対象となるのかというところでございますが、今回、県の補助を活用するんですけれども、県の補助基準の中で示されているものが幾つかございますが、様々ありますので幾つか御紹介させていただきますと、炭酸ガスの局所供給システム。これは、光合成をするのには二酸化炭素が必要となりますけれども、全体にではなくて、根本といいますか、局所にだけ供給をする、こういうものであるとか、排熱回収装置といまして、煙突から出る排ガス熱を再利用して室温を一定に保つことができるようにするようなもの、こういったものが、例ですけれども対象になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 74ページの小学校……、提案内容補足説明書の74ページですね。小学校の施設維持管理事業と総合保健福祉センター管理運営事業で、どちらも電気料とガス代の価格高騰とか熱中症対策で予算を増額するものとあるんですけども、一般質問でも以前取り上げて、担当は企画政策になると思うんですけども、公共施設の脱炭素化というのが

今進められていて、環境基本計画の中にもそれを新しく入れていくということを考えたときに、やはり断熱性を高める改修ですね。

断熱化、例えば窓を樹脂のサッシに替えて、トリプルガラスにするとか、断熱材で覆って断熱性能を高めるとか、やっぱり電気代とかガス代というのを長期的に節約していくということも考えて、そういった予算を取ってくる必要があるのかなと思うんですけども、その点、何かそういうものは今、補助金とかであるのでしょうか。活用できるようなものは。今回は暖房代とか電気代、ガス代についてですけど。改修ですね。長期的に長寿命化すると冷暖房費を。そういった予算というのは、何かついたもの、活用できそうなものはあるのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今回の補正については、あくまで今ある施設の中で、ここに書いておりますように、価格の高騰であったり使用が増えているということで、まずはその分を対処せないかんというのが今回の補正の中身でございます。

その上で、今、脱炭素化とかのお話がありました。これについては財政のほうとしても非常に大事なことであろうとは思ってはおりますけれども、具体的な質問でいけば、補助金があるのかというところでございますが、今、各省庁でいろんな補助金は確かに出されています。その概略については財政のほうでも少し調べて、活用ができるものがないだろうか、財政サイドは財政サイドでも調べてはおるんですけども、じゃあ、具体的にどの分ができるとか、断熱性を高めるためにこうすべきだということまでは、財政のほうで提案するところでもないんですけども、所管のほうでしっかり検討されるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 3点あります。

予算書の27ページ、母子生活支援施設実施事業で補正増を行っていますが、これの当初から比べて、ここで補正する理由ですね。利用者が増えたのかどうかというところでしょうけど、それが一つ目。

二つ目に、その下にある母子家庭等自立支援事業、これも補正を行っております。これも高等職業訓練促進給付金補正増ということで、新たな利用者が出てきたんだと思います

が、その対象者がどういう内容なのかということですね。

その下、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の、これは国庫支出金の返還金ですの
で5,428万2,000円をお返しするということですが、当初に比べてどうしてこういうふうな
返還金が生じているのかという理由をお尋ねいたします。

それと一つ確認ですが、さっき電気料とガス代のところがありました。どちらも補足
説明によれば「使用量の増加」と書いてあるんですが、筑紫野市の場合、契約を電気料は
たしか12月ぐらいで切り替えるという話があったので、今回切り替える契約の内容によっ
て、使用量とは関係なく、基本的な金額が、契約内容が変わったのかどうか確認したいと
思います。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 4点御質問いただきました。

まず1点目の予算書の27ページでございます。母子生活支援施設実施事業の補正の理由
でございますけれども、これは入所世帯が増加する見込みであるというところでございま
す。実際、相談とかがあっておりますので、それを見込んで増額をしているところでござ
います。

次に、母子家庭等自立支援事業でございますが、今回、高等職業訓練促進給付金のほう
を200万ほど増額させていただいておりますが、これは対象者の増でございます。具体的
には11名見込んでおりましたが、13名というところでございます。

次に、その下の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の返還金についてでございま
すが、まず総論の話なんです。この返還金は前年度の事業費の精算に伴います返還金で
ございまして、まず、見込みの中で3,359人見込んでおったところなんです。実際
のところは2,307人であったということで、制度上、年度途中で事業費の見込みを出して
概算払いとかを受けるんですけども、年度末に事業費が確定した際に、見込みよりも先
ほど申しました数字で少なかった場合は、翌年度にその見合いの補助金分を返還するとい
う仕組みになっておりますので、今回計上をさせていただいているものでございます。

それと、4点目の電気の使用量についてでございますけれども、確かに電気の契約につ
いては12月に契約を見直すというところで、所管のほうで事務を進めております。少な
くとも財政のほうで申し上げられるのは、今回切り替える内容に応じて、それもきちんと反
映させたところで今回補正を組ませていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

私からも質問があるんですけども、補足説明書の73ページの一番下ですね。先ほど坂口委員が質問されたところなんですけど、説明の中で、認定農業者の方が対象で、ビニールハウスのビニールの補助ということで、10分の10なので、これを機に更新される方とか、そうやって長期的にもつんだったらやっぱりこういったのを利用して活用に至ってほしいなと思うんですけども、何で認定農業者なのか。

また、42万8,000円と額が確定しているの、恐らく皆さんに募って、希望を取ってこの金額が確定したんじゃないかなと思うんですけども、何ていうんですかね、限定的ではなくて、こういった補助があるんだったら、もっと広く対象の方、利用される方に広げられないのかなと。

例えば、私たち現場でいうと、知らなかった方もいっぱいいて、例えば畜産農家に対して、夏の補正だったら暑さ対策で屋根の張り替えとか、対象の施設が限られている場合はそこだけ確認すればいいんですけど、こういう対象の方が広い場合には、申し込める状況になってこの金額が確定したのかなと。

そこら辺について教えていただきたいのと、2点目が、次のページの中間管理機構の農地の集約化ですが、これももう福岡県は早くから進めているけど、こんなのに上がってきたことを見たことがなかったんですけど、今、具体的にどこら辺がこの農地の集約になっているのかなというところですね。

この2点についてちょっとお尋ねしたいんですけども。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず1点目の省エネ園芸農業のほうですけども、今回、県の補助要綱に基づいて、対象者の方に周知とかをさせていただいているところですが、まず今回、この42万8,000円についてですけども、市のほうとしては、今回農協さんを通じて対象となる方に周知をしてもらっていると。その中で手が挙がったものが、今回の42万8,000円であったと。この長期展張フィルムであったというところでございます。

それともう1点の機構集積の分なんですけど、今回どの辺かというところでの御質問ですけども、今回、地域としては山家地区を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 質疑というか、先ほど私、脱炭素化のところで「環境基本計画」と言ったんですけど、「環境にやさしい行動計画パートⅤ」だったので、その点訂正させていただければと思います。

○委員長（波多江祐介君） はい。それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第55号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第55号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、議案第56号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第8号）について御説明をいたします。

一般会計補正予算書、下に括弧書きで「給与等の改正に関する補正予算書」と書いております予算書の1ページをお開きください。

令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,853万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371億5,546万3,000円とすることとしております。

次に、提案内容補足説明書の75ページをお開きください。

内容につきましてはこちらにまとめさせていただいておりますけれども、先に議案第51号から議案第53号まで御審議をいただいているかと思っておりますので、内容についての詳細な

説明は省かせていただきますが、内容としましては令和4年の人事院勧告に伴う補正でございます。なお、その財源につきましては、前年度繰越金にて対応する予定としております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第56号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第56号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第8号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後1時48分

再開 午後1時51分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明のため職員の方が来られていますので、紹介のほうをお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 引き続き、総務部人権政策・男女共同参画課から、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

職員の紹介をさせていただきます。

人権政策・男女共同参画課の課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） 人権政策・男女共同参画課人権・同和政策担当係長の前田で
ございます。

○人権・同和政策担当係長（前田大輔君） よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第59号、令和4年度筑紫野市住宅新築資金等
貸付事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

執行部のほうから説明をお願いいたします。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、議案第59号、令和4年度筑紫
野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書を用いて御説明させていただきます。

提案内容補足説明書の78ページをお開きください。

今回提案させていただきます補正予算につきましては、令和3年度決算において令和4
年度の繰越金が確定したことによるものでございます。歳入歳出予算の補正といたしまし
て、歳入歳出にそれぞれ1,882万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,057
万8,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容といたしましては、先ほど御説明させていただきました歳出予算額
の総額として2,057万8,000円とするために1,882万2,000円を住宅新築資金等公債償還積立
金に計上させていただいております。

歳入予算補正の内容といたしましては、当初予算では3款1項1目の繰入金に名目で
1,000円を計上させていただいておりましたが、繰越金が確定しましたので、これを補正
減とするものです。

4款1項1目の繰越金につきましては、当初予算で1,000円を計上しておりましたが、
令和3年度決算の歳入歳出差引残額が1,882万4,478円でございますので1,882万3,000円
を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願ひいたしま
す。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第59号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第59号、令和4年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

職員の方が入れ替わりますので休憩いたします。

しばらく休憩いたします。開始を5分からとしたいと思います。

—————・—————・—————
休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、桑野部長がお見えですので御挨拶を。出席されている職員の方の紹介もお願いいたします。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） お疲れさまです。企画政策課所管事務調査、JR二日市駅西側乗降口開設に係るバス運行計画について御説明いたします職員を御紹介いたします。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） 企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、所管事務調査に入ります。

J R 二日市駅西側乗降口開設に係るバス運行について、執行部のほうから説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、J R 二日市駅西側乗降口開設に係るバス運行計画について御説明を申し上げます。

所管事務調査の趣旨といたしましては、J R 二日市駅西側乗降口の開設に伴い、バスの運行について協議を行っているのかということになるかと考えております。結論から申し上げますと、交通事業者と事務レベルでの協議は行っておりますが、具体的な運行計画をまとめるにはいまだ課題が残っているという状況でございます。

内容については、配付しております資料を用いて説明をさせていただきますので、J R 二日市駅周辺（西側改札口関係）のバス路線の状況という資料を御覧いただけますでしょうか。資料の左側に二日市駅周辺の運行路線図、そして右側に運行ダイヤを掲載しております。

J R 二日市駅西口に関係するバス路線は大きく三つございます。まず一つ目でございますが、赤色で示しております上西山線、いわゆる湯町循環線でございます。次に青色で示しております二日市線の山口地区、さらに黄色で示しております市のコミュニティバスでございます。

そして図の下側でございますが、今後の検討課題を2点挙げております。①の運行時間の延長、そして②の東口に加え西口にも停車する場合の各路線の役割分担というものでございます。

まず、国土交通省が定めるコミュニティバスの導入に関するガイドライン等を踏まえますと、コミバスについては民間路線バスを補完するものであり、競合しないようにすること、そして路線バスが運行しない時間帯等の輸送を担うようにすること、こういうことがコミバスについては求められておりますので、西口への乗り入れを検討する場合、まずは上西山線、湯町循環線による乗り入れを検討することになるかと考えております。

しかし、乗り入れを行う場合でございますが、当然のことながら1便当たりの運行時間が4分から5分程度増加するのではないかというふうに見込んでおります。一方で、運行ダイヤを御覧いただきたいと思いますが、上西山線につきましては6時台の始発から20時台の最終便までを2人の乗務員により運行する路線でございます。バスの乗務員につきましては、原則として拘束時間は13時間以内、連続運転時間は4時間まで、4時間経過後は

30分以上の休憩を確保する等々のことが法令により求められておりますので、仮に駅前広場への乗り入れを行い、運行時間が1便当たり5分程度延びた場合であっても、現在の始発から最終までの時間内で運行しないといけない。つまり、運行便数がある程度縮減しないといけないのではないかという課題が出ているところでございます。

また、路線図のJR二日市駅から警察署前の区間でございます。三つのバス停が対象になってまいりますけれども、この区間については上西山線と二日市線が重複をして運行をされている区間ということになっております。仮に西口への乗り入れが実現をいたしましてJR二日市駅へのアクセスが可能となった場合でございますが、上西山線がこの重複区間をそもそも走る意義があるのか、位置づける的にならざるのかという点が大きく変わってまいりますので、この区間については上西山線ではなく青色の二日市線に委ねるというような意見も寄せられているところでございます。

このような経過を踏まえまして、西側乗降口の開設を契機として、西口の路線延伸にとどまらない総合的な交通体系の検討が必要ではないかとの課題提起が現在なされているという状況でございます。

現在の状況につきましては以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これは今の現状の説明というか、今現在の状況ということで、これで話を進めているというわけではないということですね。地域公共交通会議というのがあると思うんですが、そこはこれからどのような役割を果たしていくのか、あるいは、これまでずっと言われていた市民の方の御意見を伺うという機会はどの辺りでされるのか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 公共交通につきましては、地域公共交通活性化再生法という根拠法令がございますけれども、そちらの改正によりまして、地域の全体的な交通体系の在り方を見直すような取組が現在求められておりますので、まずは執行部内でしっかりと検討させていただき、具体的な手法については、当然予算なども必要になってこようかと思っておりますので、また議会にお諮りをした上でしっかりと進めてまいりたいと考えております。改正法に基づいて、市として適切に進めてまいりたいという考えを現在持っているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

○委員（辻本美恵子君） 二つ目の、市民の意見は。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 当然、法に基づいて具体的な検討をする中におきましては、市民の皆さんの御意見をしっかりと承って反映していくということも大事でございますし、それ以外にも現在ビッグデータの活用なども求められておりますので、そういう様々な御意見、そして様々なデータ、そういったものを活用して、本市にとって最適な手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） もういよいよ西口が開くんですけど、これまでにもう決定して何か出てくるのかなと思ったら、今から話し合うというところでは、スケジュールは。これから決定までの少なくとも予定というかスケジュールなりが示されればいいんですけども。もうまもなく西口が開くのに、皆さんの要望は当然ながら開いたら即そこにバスが到着するものだというぐらいに思っているのに、今から法に従って、あるいは市民の御意見を聞きながらというのは、ちょっと遅いというか。その日程も、こういう手順で進めていきますという話もないのであれば、もうちょっとスピード感を持って取り組んでいただけたらと思うんですが。

全く予定は未定で分からないというか、いつ頃確定するのか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 当然、この西側改札口の開設を契機に具体的な動きを取っていかないといけないというふうには認識しておりますけれども、公共交通に関しましては関係機関、そして国、県等との協議が重要となります。いわゆる相手がある取組になってまいりますので、現時点で具体的に何月までに何をどうするというのは非常に申し上げにくいところということで御理解をいただきたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） 鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） この地図で見ていると、結局コミバスはJR二日市駅前の東口には止まっているんですね。これを今、西口が開いたからって西口にコミバスをつけたら、これで言うとガード下をくぐって、前の市役所の前を通過して、その先のところから左に入って西口に入っていくということでしょうから、この路線が余計時間がかかるということですね、回って入っていけば。東にも止まっていて、西にも止めるとなると、それだけの時間も余計かかるということもやっぱり頭に入れて考えないと。だから、降り

るときは、西口にもあったらいいけど、東口には今あるんだから、じゃあ両方に果たしてそれが要るのかとか、東をなくして西だけにするのか、その辺もしっかり考慮しながら考えていてもらわないと。

そうしないと路線の時間が余計かかるだけだから、コミバスになるとね。今でも乗っている人は、結局目的地に行くのに1か所どこか回れば、またそれだけ時間がかかるんだから、遠くなる、時間がかかるということだろうから、その辺もしっかり検討の中に入れてほしいなと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まさに鹿島委員がおっしゃるとおりかと思います。現時点で、コミバスにしろ、西鉄の上西山線にしろ二日市線にしろ、全てJRの二日市駅の東口のほうに停車をしているという状況でございます。まさに鹿島委員が今御指摘をいただきましたとおり、東口に停車するのを残したまま、2停留所後にもう一回、西口にあえて止めるのか、それとも東口を廃止して西口のほうに集約するのか等々、総合的な検討が必要なのではないかという点が現在課題として残っているという状況でございますので、その辺りは今の御意見等も踏まえながら、本市にとって最適な形を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） ルートを変更する場合は、そうやって関係機関と協議が必要というのは分かるんですけども、止まる停留所を一つ増やすとやっぱり、先ほどから何度も言われているように時間が増える、長くなるということだと思うんですけど、その場合でもやっぱり協議はしないといけないということなんじゃないでしょうか。停留所を一つ、取り急ぎルートを変えるのではなくて、今こちらの西口に行っている上西山とコミバスに追加で、二日市駅の西口乗降口に止まるように、要は停留所を一つ増やすという話だと思うんですけどね。

結局、連絡通路がないので反対側までぐるっと、反対側で降りたい方は回っていくような形になると思うんですけど、そこで降りた場合、徒歩でですね。反対側で降りたい人はそのまま乗っているという形になるのかなと思うんですけど。その場合でも協議というのはやっぱりしないといけないということなんじゃないでしょうか。その辺がちょっとよく分からなかったです。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 同じ二日市駅でございますけれども、停留所の設置箇所などが異なる、いわゆる新しい停留所を新設するという形になりますので、協議は当然必要になるものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

休憩 午後 2 時19分

再開 午後 2 時19分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、所管事務報告、筑紫野市旧上下水道庁舎用地活用事業の進捗状況についてでございます。

宗貞部長がお見えですので、説明職員の方の紹介も併せてお願いします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。総務部の宗貞でございます。総務部のほうから報告 2 件、所管事務調査 5 件、都合 7 件御説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず管財課のほうから報告を 1 件、調査 2 件、説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 管財課管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは所管事務報告の筑紫野市旧上下水道庁舎用地活用事業の進捗状況でございます。お手元に配付しております資料に基づいて御説明させていた

できます。

まず1ページをお開きください。1、事業スケジュールについてでございます。

令和2年6月から旧上下水道庁舎用地活用事業のプロポーザルを実施いたしまして、令和2年10月に筑紫ガスと基本協定を締結、令和3年2月に既存建物解体及び定期借地権設定契約の締結、令和3年11月にガス棟の竣工、翌月にガス棟の開業をしておりました。

今回、筑紫ガスより、工事が止まっておりました保育棟につきまして、令和5年1月から着工を行い、令和5年9月に保育棟開業予定と報告がありましたので報告するものでございます。

次に、建物概要図でございます。2ページをお開きください。

図面右側の建物がガス棟でございます。こちらのほうは既に開業しているところでございます。左の建物が保育棟になります。これが、先ほど御説明しましたとおり令和5年1月から着工して、令和5年9月に保育棟の開業という形になっております。

次に3ページをお開きください。保育棟の平面図でございます。

保育棟につきましては1階を保育施設、2階をテナントとして使用する予定でございます。

それでは1ページにお戻りください。3の保育事業の運営についてでございます。

保育事業については認可外保育として運営いたします。対象者はゼロ歳児から2歳児となっております。定員人数は19名で運営と。建物につきましては木造2階建て、一部鉄骨造でございます。1階保育施設につきましては148.76平米、2階テナント部分につきましては120.33平米の施設でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 僕の理解が、記憶が間違っているかもしれませんが、これはたしか補助金が下りなくてできないとか、何やかんやいろいろあっていて、それでいきなり今度は造りますよというような形なので、もう少しその辺の経過を教えていただけませんか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） まず建設に1年ぐらいかかっております。なぜ遅れたかですけども、当初こちらにつきましては企業型保育事業を予定して児童育成協会へ補助金申

請を行い、事業を進めるところでございましたが、申請を行ったところ不採択になりました。また、資材価格の高騰により、どうしても保育事業の計画自体を見直す必要が出てきましたので遅れたところでございます。

市といたしましては、あくまでもプロポーザルで待機児童解消のための保育棟建設ということを知っておりますので、少しでも早く進めていただくよう筑紫ガスと協議を調えたところ、認可外保育で対応していきたいということでお話があったものですから、今事業が進んでいるところでございます。

私からは以上です。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この図面を見る限り、木造2階建て、一部鉄骨造で、1階が保育、2階がテナントということで、1階が保育所で2階はテナントさんを入れるという計画のようだけど、駐車場が3台しかないということは、非常にこの辺が混雑するというか、何かあるのではないかと思います。ガス棟にしても駐車場は、今ここを駐車場にしているから使えるけど、駐車場がゼロになったときにうまくいくのかなというような気がするんですが、どうですかね。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 保育棟建設におきましては、各関係機関との協議をした上で設計をしております。駐車場につきましても、あくまでもこちらの駐車場は保育所の送り迎えのための駐車場と聞いております。テナントにつきましてもは現在まだ未定でございます。筑紫ガスのほうに再度お聞きしたところ、筑紫ガスといたしましては、地域の人たちが集まるような簡単な軽食関係のテナントを募集できたらということを知っております。

私からは以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 2階がテナントということは有料になるかなと思うんです、筑紫ガスさんが運営して、テナントさんとの契約で。ここは筑紫野市から貸している土地で、そういうふうにテナントと再契約するような、そういうのはオーケーなのかどうかというところですね。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） そちらにつきましても、定期借地権設定契約書の中でうたっておりますので、問題ございません。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方はないでしょうか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 大変気の毒だなというふうな感じがするんですよね、筑紫ガスさんには。でも認可されないから認可外保育として運営するということで。条件的には駅前なので運営としては問題ないかなと思うんですが、この認可外保育をするに当たっての保育のチームというか、それは全く筑紫ガスさんで準備されて、そこをまたどこかに委託するとかいう話になるのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） こちらのプロポーザルをしたときに、保育事業は筑紫ガスさんはなかなか知識がないところがございますので、アドバイザーとして保育関係の会社と提携しながら進めていくと聞いております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ということは、確認ですけど、当初言われていた春日のほうのコンサルタント会社というところでいいんですか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 春日ではなく、多分糸島あたりだったと思いますけれども、その会社のところですね。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは質疑を打ち切ります。

続きまして、市営住宅の維持管理等について説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは所管事務調査、市営住宅の維持管理等についてでございます。お手元にお配りしております資料の1ページをお開きください。

まず1番目です。市営住宅のメンテナンス計画についてでございます。市営住宅の維持管理につきましては、筑紫野市公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、市営住宅の屋上、屋根及び外壁の改善工事を進めているところでございます。

資料の2ページをお開きください。A3でしております年次計画でございます。

こちらの年次計画が最新の維持管理計画でございます。一番上の柚ノ木住宅、鉄筋コンクリート造につきましては、予定では令和8年度に屋上防水、外壁の吹き替え工事を予定

しております。

小川住宅につきましては、平成26年に実施をもうしておるところでございます。

小石住宅、栗木住宅につきましては木造建物になっております。経過年数を見ていただいても分かるように、57年、56年とかなり老朽化が進んでおりますので、こちらにつきましては、入居者の移転等により順次用途廃止をしていく予定でございます。

はす町住宅でございます。こちらはコンクリートブロック造でございます。こちらにつきましても、平成21年から23年につきまして外壁等の工事をしているところでございます。

京町住宅につきましては、令和6年度に屋上防水、外壁の吹き替え工事、永岡第1につきましては、令和9年度に外壁の吹き替え工事、あざみ住宅につきましても老朽化に伴いまして、入居者の移転等に伴い順次廃止する予定でございます。

日の出住宅につきましては、平成30年に外壁の吹き替え工事が終わっているところでございます。

米嚙住宅につきましては、平成30年度と令和2年度に工事を終わらせているところでございます。

永岡第2、岡田住宅につきましては、令和5年度に屋上防水、外壁の吹き替え工事をする予定でございます。

美咲住宅につきましては、令和7年度に外壁の吹き替え工事をする予定でございます。

くすの木住宅につきましては、令和6年度に外壁の吹き替え工事をする予定でございます。

最後に弥生の杜の住宅につきましては、令和9年度に外壁の吹き替え工事をする予定でございます。

また、こちらの事業スケジュールにつきましては、国の予算であったり、市の財政的なものであったり、社会的な事情により変更になる場合がございますので御了承ください。

それでは1ページにお戻りください。耐震性についてでございます。

筑紫野市耐震改修促進計画に基づきまして、特定建物に該当する市営住宅につきましては耐震診断を実施しております。耐震性があると判定を受けておりますので、耐震性があると確認しているところでございます。

次に3番目の入居募集していない住宅の今後の計画についてでございます。

先ほども御説明いたしましたが、筑紫野市公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、木造建物等につきましては用途廃止を進めているところでございます。今後の建て替えをす

る予定はございません。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 質問のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 先ほど別の課のところでも言ったんですけれども、環境にやさしい行動計画の中で、公共建築物、公営住宅も含めて、脱炭素化、長寿命化を図っていく必要があるのかなと思うんです。以前も一般質問で言ったんですけど、公営住宅、市営住宅について、断熱性を高めるとかでコンクリート建築物の長寿命化を図れたり、公営住宅においては利用者の方にとっては暖房代等の費用が安くなり生活する際の負担の軽減になるということで進めている自治体もあるんですけれども、そういったことについてどのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） あくまでも市営住宅につきましては、躯体の劣化状況を判断いたしまして、なるべく建て替えをせずに、なるべく長寿命化していくという形で今進めております。なかなか費用関係もございますので、脱炭素関係のそういったものをしていくかどうかというのは、今のところその検討はしていないところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 市営住宅の入居状況というか、需要と供給というか、入居者の状況はどうか。今でも多いのか、少ないのか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 市営住宅の入居につきましては、例えばでいきますと今回小川住宅のほうで2棟お部屋が空きましたので募集を今かけております。12月1日からのスタートですけれども問合せも多く、既に申込で窓口に来られた方が7名ほどおられます。ですので、かなり市営住宅の入居についてはニーズがあるのかなと思っているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そしたら、3施設を要するに廃止という感じの方向性ですけれども、やっぱり今後の見通しとして廃止のままでいいのかという形の議論はしていないのかどうか、その辺はどうですかね。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） この用途廃止につきましては、まずもって長寿命化計画を策定したのが平成24年に策定しております。そのときに、かなりの老朽化も含めておるところで、この3件については用途廃止で進めていく、解体という形ですね。残りの住宅については長寿命化、いわゆる躯体等の補修をして進めていくということで計画を策定しておりますので、それに準じて今進めているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） この用途廃止のところは今住んである人数というのは分かるんですか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 入居者につきましては小川住宅の方はかなり住んでおるところでございます。ですので、この住宅についてはまだかなり住んである方が多うございまして、人数のほうは……。

○委員（坂口勝彦君） 小川住宅ですか。

○管財課長（永利俊美君） すいません、小石住宅ですね。訂正いたします。すいません、今、資料が手元にないものですから、入居の戸数は今ちょっと把握していないところでございます。申し訳ございません。

栗木住宅については今お二方になっております。移転のほうでもう進めております。ですので、順調に行けば令和6年度にはもう解体ができるのかなというところで進めているところでございます。（「あざみもまだ住んであるんですね」と呼ぶ者あり）

あざみ住宅も、資料が手元にないものですから、私のほうで把握はしていないんですが、住んであるので、こちらもなかなかすぐにとということにはならないのかなと思っているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先ほどのお答えで、平成24年の長寿命化計画時にもう用途廃止を決定したというところで、もうあれから何年になるんですかね、10年以上になるんですかね、平成24年から。やっぱりこういう長期計画についても、やっぱり10年ぐらいたったらまた見直しを。今の社会情勢に合わせた若い人たちの住宅確保、あるいは定住を促進するという意味では、新たな公営住宅の必要性もあるかなと思うんですが、その辺りで言えば、新しい市営住宅の計画の策定の予定はないのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） まだ新しい住宅を建てるとかいう計画はございません。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 以前、10年近くなるかな、結構市営住宅の議論を活発にやっていた時期があって、最近では市営住宅に対する関心度が議会の中で薄れたというような気がするんだけど。市民のそれだけの需要が多いということは、やっぱり今のような経済状況の中で非常に厳しい人が出てきておるので、担当課としてもしっかり真剣に考えていく必要があるんじゃないかなと思うんだけど、そういうふうな市民からの要望とかいう声は上がってこないんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 確かに横尾委員が言われているように、市営住宅の問合せはかなり多うございます。ただ、それに併せて市内には県営住宅もございます。市営住宅と県営住宅の募集がかなり多くて、結構その問合せも多くて、どちらかというとも市営住宅よりも県営住宅のほうに募集される方が結構多うございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

ちょっと私から最後に。この資料を見たときに②の耐震性についてということでここに列記されているんですけども、それを基にこちらの計画、平成24年の計画で用途廃止という方向で進んでいるところが3か所と。そう考えたときに、この耐震判断を実施して耐震性があると判断を受けておりますというのは、当然この用途廃止以外の建物だと思っておりますけど、一方では例えば昭和56年という基準もあって。そう考えると、僕ちょっとそんなに入ってらっしゃるんだと思ったので、例えばあざみ、もしくは栗木もまだお二人入ってらっしゃるのであれば、そこも耐震基準を満たしてないんですよ。耐震基準を見る対象の市営住宅としては見ていないので、そう考えたら早く本来なら移転、安全な基準を満たしているものに本当は移転してもらうことが先なのかなと。逆に問合せが多いのであればですね。どう思われますか。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 確かに言われるように耐震基準を満たしていない住宅でありますので、移転のお願いとかのお話はするものの、なかなか次の行く先について協議が調わないということが結構ございまして、なかなか移転のお話が進まないというのが正直なところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 例えば基準を満たしていない市営住宅として市が管理している市営住宅の中で、例えば地震がありましたと。基準を満たしていないところに入居の方がいらっしやいましたとなったときに、どんな対応になるんですかね。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 例えば栗木住宅でお話しすると、そういった耐震基準を満たしていないということで、実はもう平成23年のときから移転のお話をしております。基準を満たしていないという話もするんですけども、今の住んでいるところがいいということで、移転のお願いをするものの、御了解いただいていないということが正直なところですよ。ほかの住宅も同じことでなかなか、新しい住宅に行くとなると家賃が上がってしまうとか、そういった家賃の問題等も出てきますものですから、簡単に移転しますというのもないところがございますので、今後も、ちょっと粘り強く協議していくところがございます。

○委員長（波多江祐介君） 分かりました。現場は大変なんだろうなと思いつつ。分かりました。

ほかに質疑のある方。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 続きまして、公用車の運行及び事故対策の取組について説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、所管事務調査の公用車運行及び事故対策の取組についてでございます。お手元にお配りしております資料でお話しさせていただきたいと思っております。

まず1ページをお開きください。まず貸出しから返却までのプロセスでございます。

まず、配車担当者にて運転者のアルコールチェック、帰庁予定時刻等の貸出簿の記入の確認を行います。

その後、車両の鍵、運転日誌を運転者に渡して、公用車の貸出しを行っているところでございます。

公用車利用後は、運転者は運転日誌に出発・帰庁時刻、使用目的及び行き先、走行距離、燃料残量、車両の状態等を記載し、鍵と共に配車室へ返却しているところでございます。

最後に、配車担当者は運転者のアルコールチェック、運転日誌により車両状態等を確認いたしまして、必要に応じて管財課へ報告し、管財課のほうで修繕等を行っているところ

でございます。

次に、事故を起こした場合のプロセスでございます。2ページをお開きください。

事故を起こした場合のマニュアルでございます。もし事故が起きましたら、まずはけが人がいるかいないか、負傷者がいる場合は応急処置をして救急車の要請をしていただくこと、2番目が安全の確保と、通行の妨げにならないように車両を移動してエンジンを切るなどの安全措置を取ってくださいということになっております。3番目に警察へ連絡いたしまして現場検証、4番目に所属長への連絡、管財課への連絡。

ここで特に注意していただきたいのが事故処理は1人で判断しないようにと。あくまでもその場で示談とかはしないでくださいと。保険に加入しておりますので、そういった場合は保険同士の話し合いになってきますので、どんなに結論を迫られても即答は避けるように指導しているところでございます。

5番目に事故の内容をメモしておくことと。メモする内容につきましては、裏面の3ページに記載しております。事故の状況、相手方の連絡先等、相手方の保険会社、あと、写真とかを撮っていただくように指導しているところでございます。

帰庁後は、まず管財課のほうに報告をしていただくようにしております。その後、事故報告書にて事故の原因であったり、事故を今後起こさないようにどういうふうな運転をするべきかという内容を含めたところで管財課に提出があります。もし示談が成立している場合は物損であれば保険の手続きがございますので、示談交渉については市が契約しております保険会社様のほうで手続きを進めていきます。

それでは1ページにお戻りください。事故の対策の取組についてでございます。

事故を起こしたときの対策の市の全体としての取組でございます。事故を起こした職員については、先ほど御説明したとおりでございますが、事故報告書にて所属課の上司の指導の下、事故の原因、運転の指導を行っているところでございます。

2番目に、朝礼、課内会議等で安全運転の徹底について周知を行っているところでございます。

3番目に、令和4年度につきましては一般社団法人日本自動車連盟福岡支部から講師を招きまして、事故を起こした昨年度の内容を踏まえたところで、各課等の長を対象に、運転における危険予測、加齢に伴う運転技術の低下の事例、ドライブレコーダーの事故映像等を通じて事故防止や運転マナーの向上の研修を行い、それを課内の職員に話していただいて指導していただくという形を今回取らせていただいております。

4番目に、福岡県安全運転管理協議会主催の交通事故防止コンクールというのが12月1日から1月31日に行っておりますので、これに併せて交通事故の防止に関する取組を実施しているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 事故はもう本当はないほうがいいんですけども、事故を起こした方に関して、例えば始末書というか、よく会社では事故を起こしましたというところを書いて、どうかしたらペナルティ的なものとかがあったりするんですけど、そういったことはあるのでしょうかというのが一つ。

それともう一点が、同じ方が何回も事故を起こしてしまったとかいうこともやっぱりあるか、年間通してでいいんですけど、その辺をお願いします。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 1点目ですけど、始末書とまではないんですが、先ほど御説明しました事故報告書、こちらの中で事故を起こした原因であったり、事故を起こして今後運転に気をつけるとか、反省文みたいな形とか、そういうのも取らせていただいております。ただ、ペナルティというものはございません。

続きまして2点目につきましては……。

○委員長（波多江祐介君） 同じ方が繰り返してませんかという。

○管財課長（永利俊美君） すいません。繰り返して続けて事故を起こしている職員というのは今のところございません。あくまでもその年度で複数、何回も事故を起こしている職員というのは今のところございません。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 2点あります。1点目がこれは毎回事故のたびにほかの議員も聞いていることですが、背景に疲れとか過重労働というか、長時間労働とかはこの事故を起こした方についてないのかということと、2点目が、導入している車、使っているのは軽自動車のバンが多いと思うんですが、センサーとか衝突防止とか障害物のセンサーとかがついたものを計画的に今増やしていっている段階なのかなと思うんですが、その点の考え方についてちょっと、どのように考えているのかということ。2点お尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 1点目の疲れとかそういった過重労働で運転して事故がないかということですが、やはり運転する前に朝礼等でその人の体調を管理しながら、体調が悪ければほかの方が運転するように指導しているところでございます。

2番目の衝突防止とかそういったシステムですけれども、まず1点、ドライブレコーダーにつきましては買換え時期に合わせてその都度、今、設置をしているところでございます。衝突防止につきましては、軽バンにはちょっとついてないんですけれども、今回普通乗用車を購入いたしました。それにはつけております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

最後に私というか、これ出させてもらったんですけど、結論、言いたいのは運行のルールを決めたほうがいいんじゃないかなと思って。今8年間、公用車の事故とかいろいろ聞くと、やっぱりあってはならないけど、やっぱりこういった報告が上がってきて、バックが多いんですよ。例えば警察、消防、公団、赤十字とかいろいろな公用的な車がありますが、やっぱり前進駐車ってないんですよ。もしくは複数で乗りなさいとか、もしくは1人が降りて誘導しなさいとか、そうやってルールを決めているんですよ。

例えば今回の天拝坂でも思ったんですが、これ、バックで入れておけば何てことはなかったんじゃないかと。職員の方はやっぱり一生懸命、このときも台風のために行ってるんですよ。やっぱり慣れてないところに行ったり、私たちも、公用車に限らず、事故を起こすときというのは平時ではないときにやっぱり事故を起こすんですよ。慌ててしまった、もしくは初めて行った、何かを下ろさないといけないとか、そんなときに事故って起きるんだらうと思ったときに、やっぱり職員の方、また被害が出ないためにも、例えば一斉にバック駐車をしなさいと、どこに行っても駐車は。

ということは、入れるまでは目視で入れるので、その後の状況というのは直進で出れば何も変わらないんですけど、バックで出る場合は、入れたときよりもいろんな状況が変わってるんですよ。もともとあったものが置いてあったり、止まってなかったものが止まったり、自転車があったり。そういったことを考えると、保育所とか小学校、中学校、いろんなところに公用車も行くので、今は相手方の車だったり水道メーターだったりしますが、これが人だったらと考えれば。やっぱりそういうふうに考えて、ルール化していくときではないかなと思います。

もう一方で何でそんなことを言うかという、JAFとかいろんな数字を見ていたら、

やっぱり多いと。というのは、今、軽自動車でもみんなカメラがついてるんですよ。私も軽トラックでバックするときに見てもついてないからですね。だから、今そっちの車に慣れてくると公用車に乗ったときに。ましてや、ふだん車に乗る回数も減ってきている方が公用車に乗ったり、もしくは自家用車を持っていても、そういうふうに自家用車が機能が整っているのだから公用車がそこまで充実していなければ。

そういったことを考えたら、リスクも減ってくるのではないかなと思ってですね。ぜひ検討いただきたいなと思うんですけど。そんなに難しいことではないのかなと。費用もかからず、それだけバック駐車と言えれば皆さん、乗られる方もより安全に意識されるのではないかなというふうにちょっと思ったので。

よろしいですかね。

○管財課長（永利俊美君） 今の御意見等を踏まえたところで、参考にしながらちょっと進めさせていただきたいと思っております。

○委員長（波多江祐介君） それでは、説明員入替えですね。どうもありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 2 時54分

再開 午後 3 時05分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き所管事務調査ですけれども、説明の職員の方が替わっておりますので、自己紹介、また紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部財政課のほうから所管事務調査、資料がございませんけれども、公契約条例の制定の件について御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

出席職員を紹介させていただきます。財政課長の鶴川でございます。

○財政課長（鶴川和宜君） 鶴川と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課契約担当係長の権丈でございます。

○契約担当係長（権丈 哲君） 権丈と申します。よろしくお願い致します。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課契約担当、二宮でございます。

○契約担当主査（二宮幸江君） 二宮と申します。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、説明をお願いいたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、公契約条例制定の検討状況について御説明をさせていただきます。

配付資料はございませんけれども、大きな項目として、公契約に関する指導要綱などがあるのかということで御質問をいただいているところでございます。

結論から先に申し上げますと、本市では公契約に関する指導要綱については制定をしておりません。この公契約条例というのは、地方自治体が行う事業の受注業者に雇用される労働者に対して、地方自治体が指定した賃金の支払いをさせることを規定するものでございます。

市の事業に関わる方の労働環境を適正に確保するということについては、非常に大切なことであると認識はしているところですが、まず労働の環境、特に賃金に関しましては、本市では常に最新の労務単価を用いて積算をしているところでございます。また、市が発注する公共工事では最低制限価格を設定し、ダンピング対策を講じております。あと、契約書のほうにも物価スライド条項を設けておりますので、契約後の労務単価の変動にも対応できるようにしているところでございます。

また、労働の条件に関しましては、本来、雇用主と労働者の間で協議されることでありますけれども、労働基準法や最低賃金法などの法律により適正に設定されるものと考えております。その基準につきましても、地方自治体レベルではなくて、国においてその基準は検討されるべきものであると考えているところでございます。

なお、条例を制定すれば、受注者である事業主さんのほうにも、台帳の整備、また報告書の提出などの新たなコストが発生することが想定されます。

以上の理由から、現在のところ公契約条例について制定する考えはございません。

その上で、3点御質問をいただいているところですが、地元発注の定めについてでございますけれども、地元発注につきましては、筑紫野市の指名競争入札参加者の指名選定等に関する要綱に規定をしております。建設業者につきましては第4条、そしてコンサルタント業者については第7条、物品販売や役務提供業者については第8条で、それぞれ地

元業者であることを考慮して選定するよう定めております。

次に2点目の、公共工事の賃金などは設計の労務単価の何%なのかということにつきましては、本市では工事の積算に際しましては国や県の最新の単価を採用しておりますが、予定価格の歩切りについても実施をしておりませんので、結論としましては100%積算に組み込んでいると考えております。

最後に3点目でございます。業務委託の賃金などは何を参考としているのかということにつきましては、コンサルタントなどの国や県の単価があるものについては最新の単価を参考にしておりますが、基準となる単価がない場合であっても複数社から見積りを取りまして設計単価の参考としているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 質問のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 所管事務調査、私が出させていただきました。目的としては、冒頭に少し説明があったんですけど、野田市とか、福岡県内で言ったら直方市、あと東京の23区で幾つか、例えば世田谷区とかが公契約条例をつくっていて、市が締結する公契約等において適正な入札とか労働条件を確保して労働者等の生活の安定を図って、公共工事及び公共サービスですね、工事だけじゃなくて介護とか保育とか、そういったものの質の向上をすることで、地域経済及び地域社会の活性化と福祉の増進を図るためにこういった条例が制定されていると、条例の目的のところこういった文言が書いてあったので、こういった目的でちょっと出させていただきました。

質問していたところで、大体質問していたところが今御回答いただきましたので、国土交通省が公表している設計労務単価の何%かという質問に対して、国・県の最新の情報を基にしている、歩切りはしていないという話だったんですけど、その最新の情報というのはこういったものを使ってあるのかということ、もう少し詳しく説明いただきたいということ。

あと単価については、先ほど言われていたように、企業に事務コスト的な新たな負担が生じるということだったんですけども、実際に業者の方からそういった声が生じているというのを把握というか、他の自治体でそういったコストが生じるため避けたいという、そういう声があるのか、業者の方のですね。賃金台帳とか労働者の名簿とか、こういった人が働いているのかとか、そういったものの把握、市としてその履行がちゃんとされている

のかということですね。賃金はそうやって国・県の情報を基に賃金設定、労働の賃金がちゃんと支払われているのかとか、労働条件が確保されているのかとか、そういった履行がちゃんと確保されているのかということはどういうふうにチェックしているのか、その契約がちゃんと履行されているのかということですね。賃金の支払い状況だったりですね。

条例がなくても、要綱で公契約条例と変わらないような運用、今言われていたような地元発注の定めであったりとか、それはもう指名競争入札の要綱のほうで定めているということなんですけれども、この要綱を定めるだけでも結構、変わらないような運用をしている自治体もあると聞いていますので、その点についてどのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

三つですね。他の条例制定している自治体で、そういったコスト面とかで負担がという声があるのか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず1点目、私の説明の中で、国・県の最新の単価を採用しているということをお話をさせていただきました。少し詳しく、何の単価かというところでいきますと、例えば、様々単価を用いるものがありますが、代表的なものでいきますと、建築保全業務労務単価、これは国の分ですね、建築保全業務労務単価というのがあります。また、次が県の分ですが、土木工事の実施設計単価表というのがございます。お願いする内容によって、どの単価を使うのかというのは、いろんな単価が様々ありますので、その発注する内容によって採用する単価というのが少し変わってくるというところでございます。

2番目の、先行している自治体さんで、業者さんからの何か声が上がっているのか、負担が……。 （「負担が大きいから、もう、ちょっとって」と呼ぶ者あり） 声が上がっているのかというのは、そこまでの調査は、現時点では、他自治体のほうに聞いて、業者さんから何か声が上がっていますかという、そこまでの調査は今現在はやっておりません。少なくとも今お答えできるとしたら、業者さんというより、市の契約で業務をいただいている労働者の方から、公契約条例をつくってくれとか、例えば労働環境が悪いからどうかしてくれという声については、今のところ財政のほうには入ってきておりません。

3点目の、条例までつくらなくても要綱でつくってはどうかという部分でございますけれども、少なくとも条例を制定している、賃金条項まで設けている団体は全国で27団体ありますけれども、条例をつくっている市でも、やはり法的な部分についてグレーゾーン

があるんじゃないかという認識があるようです。それを要綱で縛りかけるところは、そこまで踏み込んでするには十分な検討をしてからでないと、いくら要綱だからといってもすぐにできるというものでもないし、つくった以上は実効性があるものにしないでなりませんので、やはり慎重に検討していくものではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○委員（段下季一郎君） もう一点だけ。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 先ほど言っていた業務委託と申しますか、これは工事と製造請負と業務委託、あと指定管理者などでも、こういった公契約条例の適用対象になっている自治体もあるんですね。さっき言った入札で価格を、安いところとか適切なところ、指名競争入札とかやって、委託の場合はそれで選定しているという話だったんですけど、そこで働いている労働者の、例えばNPOで放課後の学童とかですね、そこで働いている方の賃金とかは、何を根拠にその単価、単価の積算をするとき、そこで働く労働者の方の基準となる賃金の下限額とかを考えたときに、例えばですよ、その際、例えば自治体によっては、職員の給料の俸給表を参考にしているとか、賃金が最低賃金の幾らだったら、例えば1,100円だとか、そこまで設定しているところもあるんですね。なので、そういった部分でどういうふうな考え方として積算しているのかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後 3 時19分

再開 午後 3 時35分
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に続いて会議を再開いたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 働いている方の労働条件のことを心配してお話かと思えます。繰り返しになりますけれども、労働条件に関しては、雇用主さんと労働者の間で協議されることでもありますけれども、例えば労働基準法とかそういった法律により適正に設定されるものと考えておりますけれども、これについては国において検討されるべきである

ものと考えております。本市としては、今後も引き続きになりますけれども、国の指導に基づき、適切に対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。それでは、こちらについては閉じさせていただきます。

説明の課が入れ替わりますので、一旦休憩いたします。ありがとうございました。

休憩 午後 3 時38分

再開 午後 3 時38分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

続きまして、所管事務報告、「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」策定に係るパブリックコメントの実施について、説明をお願いしたいと思います。

説明の職員の方がお見えですので、紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 続きまして、所管事務報告として「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」のパブコメの実施について御説明申し上げます。

出席職員について紹介させていただきます。人権政策・男女共同参画課の谷課長でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） よろしく願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 同課男女共同参画担当の吉田係長でございます。

○男女共同参画担当係長（吉田聡子君） よろしく願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） では、説明をお願いいたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、所管事務報告、「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」策定に係るパブリックコメントの実施について、説明させていただきます。

現在、市では、平成30年度に10年計画として策定しました「第3次ちくしの男女共同参画プラン」について、その中間年度である今年度中に点検、見直し作業を進め、後期プラ

ンを策定することとしております。今回の所管事務報告は、その見直しに当たりパブリックコメントを実施することにつきまして、その概要を説明するものでございます。

資料については、お手元の表紙の次の資料がパブリックコメントの概要を記したものの、3枚目の両面の資料は実際に市民に見ていただく資料について、骨子案のみでございますが、参考資料として添付させていただいております。

説明については、2枚目の資料に基づきさせていただきますので、表紙の次の2枚目を御覧ください。

まず、1、実施の目的です。筑紫野市男女共同参画推進条例第12条第2項では、「市は、男女共同参画に係る基本計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ筑紫野市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講ずるものとする」と規定されております。そのため、筑紫野市パブリックコメント実施要綱にのっとり、パブリックコメントを実施するものでございます。

次に、2、閲覧場所でございますが、市役所内の情報公開コーナー、生涯学習センター内の男女共同参画プラザ、各コミュニティセンターとしております。さらに、市ホームページでも閲覧できるように準備いたします。

次に、3、意見が提出できる人でございますが、本市内に住所を有する人、本市内に事務所または事業所を有する人、本市内に存する事務所または事業所に勤務する人、本市内に存する学校に在学する人、本市内に対して納税義務を有する人、その他パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する人としております。

次に、4、意見の募集期間でございますが、令和4年12月21日から令和5年1月19日の約1か月間としております。

最後に、5、意見の提出方法でございますが、持参、郵便、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出していただくこととしております。

なお、この「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」の策定作業につきましては、これまで筑紫野市男女共同参画審議会による審議や関係各課等とのヒアリングを経て、このたび後期プランの素案がまとまりつつあるところでございます。

3枚目に、その骨子案のみでございますが、参考資料として添付しておりますので、御参照いただければと思います。文字にアンダーラインしている箇所が、このたび修正したいと考えている箇所でございます。

以上、「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」策定に係るパブリックコメント

の実施について、説明を終わらせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 質問のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 非常にパブリックコメント実施についてはいいなと思っているんですが、大体、筑紫野市がパブリックコメントをしていますというお知らせそのものが非常に数がなくて、「えっ、いつの間に終わったの」という状況が結構あるんですね。それで、今回のこのパブリックコメントの実施についてというお知らせは、どういうふうにお知らせされるのか確認させていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 周知方法についての説明をいたします。

市民の方への周知については、筑紫野市のホームページ、男女共同推進センターの情報誌、SNSで周知するように準備をしております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この周知の方法で、辻本委員から今、話があったんですけど、これは市の公式LINEを活用するとか、まあ、公式LINEもあまり通知が来過ぎたらうるさいというのはあるかもしれないんですけども。それと提出方法が、今はスマホを持っている人も多いので、例えばグーグルフォームみたいな、ああいったものを活用すれば集計が楽なのかなと。そういったのもちょっと思うんですけども、その点についてどのように考えているのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 今、御意見がございました公式LINEについては、筑紫野市の公式LINEで周知をする予定にしております。

グーグルフォームの活用につきましては、こちらの事務処理上の対応が間に合いませんので、今回は、次回に向けての検討課題ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 今回、「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」となっているんですけど、この前期、一番最初につくられたときもパブリックコメントをされたん

でしょうか。それと、もしされたときの人数を把握されてあったら教えていただきたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 最初、平成30年度に策定いたしましたこのプランにつきまして、パブリックコメントを実施しております。そのときのパブリックコメントの意見を出された方については、2名の方の意見をいただきました。内容については、その2名の方から約15件いただいたところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっきの周知方法の、ホームページをいつ掲載するのかということと、情報誌はいつ発行の分ですなのか、それと市の広報にどうして掲載できなかったのかということですね。さっき言われたSNSはLINEのことなんですね。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） この3枚目にある骨子案、この中身について、今は内容を固める作業をしております、審議会の方たちと最終的な詰めをしておる段階です。それが確定し次第、市のホームページには掲載する予定にしております。

そして情報誌につきましては、1月の発行の情報誌に掲載する予定にしております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 意見の募集期間が1月19日……。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） すみません、先ほど市民の方にお知らせする周知方法としてこれだけありますよというお話をさせていただいたんですが、メインの周知については市のホームページを考えておまして、男女共同推進センターの情報誌については奇数月に発行するということが決まっております、その関係で1月ということになっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） であればなおのこと、ホームページを御覧になる方というのはそんなに多くないと思うんですよね。まあ、確かに若い方はよく見られるかも分かりませ

んけど、基本になるのはやっぱり、まだ今のところ広報だと思うんですよね。その広報への掲載がなぜできなかったのかということをお尋ねした上でですよ、情報誌は奇数月で1月1日で、ただ、この情報誌というのは配布の範囲が非常に限られているので、一般市民の方がどのようにこれがありますよと、最初に言ったように、パブリックコメントをやりますという情報が非常に遅いというか、情報が届くまでが非常に遅くて、あっという間に期間が終わってしまうというのがあってですね。

今回もせっかくパブリックコメントをされるのであれば、十分な期間を取っていただけたらよかったです。反対に言えば、この期間を周知方法が十分になるまで延ばしていただくぐらいのことをやってもいいんじゃないかなと思うぐらいですよ。まだ素案もまとまっていない段階で21日からというのは、どっちかという情報誌が奇数月で1月1日号でいくなら、1月から始めて募集期間にしますというぐらいのほうが親切かなと思います。確かに広報への掲載というのが本当は一番じゃないかなと思うんですが、そこが抜けていれば、だんだんこんなふうにならぬままに終わってしまうというふうになりますが、何か対策を考えていただけたらと思いますね。

○委員長（波多江祐介君） 私も同じことを思うんですよ。同じことを私も思っていて、パブコメで広く意見を反映させてということであれば、そこがあって、それから前後でいろいろ決めていくんじゃないかなと思うんです。これも正月を挟んでいるじゃないですか、こんな年末年始の忙しいときに。広く聴くなら時期を考えた上で、それに対して骨子も準備されていくべきじゃないかなと思うんですけどね。どう思われますかね。

しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後 3 時53分

再開 午後 3 時58分
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 御指摘ありがとうございました。

周知方法、書面での周知については、情報誌を発行して、そこにきちっと載せていきますので、意見の募集期間を1月31日、月末まで延ばして、1か月間の周知期間、2枚目の資料の4番の意見の募集期間を、頭を令和4年12月21日から、終わりを1か月間、書面を

出してから周知を図るということで、1月末までにしたいと思います。

以上でございます。

1月31日までということでもよろしゅうございますでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） ほかに何か御質問があれば。何か、ここで意見が出てこんなに変わるんだなと思って。

ちょっと質問が幾つかあって。一つは、今回、男女共同参画プランの意見募集なんですけど、最近思うのが、市から出る例えば申請とか、これだと意見募集というのに、感染対策で庁舎に来ないでくださいという文章が結構多いんですよね、もう郵送しか受け付けませんよとか。でも、こちらに関しては持参でもいいですよとかですね。メールもそうなんですよ。返信については対応がということもあったり。

ここで言うのもおかしいですけど、市として外に向けて発信する、もしくは外から何かを市民・事業者からもらうときに、何かしらのやり方というのは、統一というのは各課にないんですかね。例えばここだったら、意見の提出方法は、前だったらパブコメの中身でコミセンもありますよとか、今は人が集められないのでこういうやり方を推奨していこうとかいうのは、各課での判断なんですかね。

はい。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 最低限、感染対策は徹底するという根底的な考え方の下、そのやり方については統一的な見解はありません。各課の判断でやっているところがございます。

○委員長（波多江祐介君） はい、分かりました。

もう一点、最後ですけど、骨子の中のアンダーラインについて変更点がありますという話だったので、もちろん人口とかは国調に基づいて変更があっているんですけど、例えば文書2のプラン、4番ですね、プランの性格ということで、(3)についてまた追加がありましたということで、その後アンダーラインがあるところがあるんですけど、ということを考えれば、これは平成30年から10年計画、中期計画なのか、それを5年で後期は見直しますよというときに、意見募集というのは、その変更があったところ、当初の計画から変わったところについて意見を求めているんですかね。それとも全体にもらったら、それも含めて変更が生じることはあるということですかね。

はい。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 今のパブリックコメントにお諮りする市

民の方からの意見を募集する内容につきましては、今、市のほうで策定する経過の途中の状態について、「こういった形で見直しております」ということをお示ししたものを市民の方から意見をいただいて、そのことを最終的に市として反映させたものを、後期プランとして完成させるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 分かりました。

ほかに質疑のある方はいないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を終わります。

それでは、こちらの件については閉じさせていただきます。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後 4 時02分

再開 午後 4 時02分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは所管事務調査について、危機管理課は2項目、説明に職員の方がお見えですので、紹介も併せてお願いします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部危機管理課、あと残り2項目でございます。説明を申し上げます。

職員を紹介させていただきます。危機管理課課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 危機管理課課長、中村でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 危機管理課危機管理担当係長の森田でございます。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 危機管理担当係長、森田でございます。よろしくお願いいいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしくお願いいいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、説明のほうをお願いいたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、災害時等要援護者支援制度における危機管理課の役割について、説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

初めに、（1）災害時等要援護者支援制度の概要についてでございます。

本制度は、高齢者、障がい者等の援護を必要とする者に対し、日頃の見守り活動等を行うことにより、災害時において地域の共助による支援を迅速かつ的確に行うことを目的とした制度でございます。

参考資料といたしまして、筑紫野市災害時等要援護者支援制度の手引を別紙1で添付しております。後ほど御確認をお願いします。

令和4年3月31日時点での本制度の登録者は1,633人となっております。

次に、（2）災害時要援護者登録情報の提供先及び提供様式についてです。

提供先として、民生委員児童委員121名に筑紫野市災害時等要援護者登録台帳の副本、こちらのほうは別紙2で添付をしております。

次に、行政区長82名、自主防災組織、市と協定済みの35組織、コミュニティ運営協議会も市と協定締結済みの4協議会、筑紫野市社会福祉協議会というところに、別紙3で添付しております筑紫野市災害時等要援護者支援制度登録者名簿において情報の提供を行っているところでございます。

本制度における危機管理課の役割というところでございますが、まず出前講座等について制度の周知を図っております。その中で、登録のお願いであったり支援候補者への声かけなどをお願いし、所管課と連携しながら、登録に向けた取組を進めているところでございます。

説明については以上です。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方はお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 災害時等要援護者支援制度については、予算のときとか決算のときに資料請求すると、生活福祉課が説明に今まで来られていたんですね。確かに説明の中で、高齢者とか障がいを持っている方の支援をするから生活福祉というところなんだと思っていたんですが、たまたまというか、要援護者支援制度の手引というのをホームページの中で見たら、所管は、この制度の全般について管理するのは危機管理課だということが書かれてあって、初めて、「えっ、これはどういうことなんだ」ということで思いまし

た。

これまで危機管理課からこの制度について説明を受けたことはなかったし、ましてや支援制度の手引ということがあって、これまで災害時等の避難について、これだけ総務市民委員会の中で災害時のことをテーマにして話をする中で、一度も出なかったです。危機管理課からこの支援制度の具体的な内容について出なかったということが、制度の全般的な管理をする危機管理課としては、どういうふうな立場でこれを今まで制度を見守っていたのかなというところで、今回、資料を請求させていただきました。

確かに生活福祉課からは、予算のときも決算のときにも、「これこれこれだけの人数に今登録していただいています」という話で、この間の決算のときに初めて、「これはハザードマップとリンクしているんです」という説明があったときに、「えっ、これは危機管理課が本来やるべきことではないか」と。ハザードマップの危険なところの人たちをどんなふうに、確かに支援制度の手引の中では、そういう危機に陥ったときに、危険が迫ったときに、近所の人を力を借りてやるときに、初めて福祉の分野のほうの方の支援が入って連携するのかなというところでは、もともとこの登録をしている災害時の要援護者の支援については、ハザードマップのどこどこにある人たちの災害時の対応については、本来、危機管理課がすべきではなかったのかなというところでは、これまでどんなふうな対応を取ってこられたのかなと。

この制度ができてから、これは平成24年か何かですよ、できたのが。平成23年4月にできている中で、私たちも気づかなかったところがよくなかったんですけども、23年から危機管理課としてはこの制度をどういうふうに生かして災害時に備えるという考え方で仕事をなさっていたのかなというところを今日の話の中で深めていって、本来であればこの制度全般を管理するのは危機管理課なんだと。これからたくさんの人に、本当は対象者は7,000人ぐらいいたと思うんですけど、その人たちにどんなふうに広げていくのかという話を主体的にやるのが危機管理課、副次的に福祉の分野については生活福祉課、高齢者支援課などが関わっていくというふうな、制度そのものの在り方をきちんとされたほうがいいんじゃないかなというので、今日はお話ししたいというか、説明をいただきたいなと思っています。これまで、この制度についてどんなふうに考えて、仕事として進めてこられたのかなというところですよ。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 制度といたしましては、共助の中で支援を必要とされる

方が、災害時において適切な避難行動等が取れるように努めてまいる、それは全ての防災・減災につながる取組として、私どもとすれば災害等のお話、出前講座等の中で必ずお話をさせていただいて、「こういう制度がございます」と。支援が必要な方については登録させていただいて、できる限り地域の方での見守り等につなげていただきたいというふうなスタイルで取組を行ってきたところです。

辻本委員から、私どもがメインでやるべきじゃなかろうかという御意見でございますが、その点については今、登録の所管というところで、冒頭、委員の中の説明もありましたとおり、今は生活福祉課と高齢者支援課、対象者がそういったところに多くおられますので、登録に関する様々な諸手続は所管をしていただいております。当然そこきちんと連携を図りながら取組を進めているところではございますが、市の内部のことでもありますが、所管をどうするかというのはこの場で返答することはできませんが、私どもとしても、災害時に皆さんが安心して、例えば避難が必要であれば適切にそういう行動に移せるような仕組みというのは非常に大事なものというふうに捉えておりますので、私どもとしても、この制度を生かしながら様々な取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） じゃ、ハザードマップとこの制度とのつながりというか連携のさせ方というのは、危機管理課ではどのように関わっておられるんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 資料でつけております別紙2を見ていただければと思います。こちらが登録者台帳における、生活福祉課が所管しておりますシステムで打ち出すものでございます。裏面を見ていただきますと、こちらに支援のマップというものが、それぞれの支援者の住居とかを中心に、周辺にどのような災害のリスクがあるのかというのが分かるシステムになってございます。

当然、これは民生委員にお渡しする副本になりますので、民生委員さんとか支援者がおられれば支援者の方、そういったところでは、この人の近くにはこういうリスクがあるんだよ、こういったときにはどういう動きをするんだよというようなですね、今の時点ではなかなか難しい、十分にできていないと思いますけど、引き続き、こういう支援者が災害時に必要となった場合に、支援者であつたり地域の方からサポートを受けられるんだというふうな安心感を持っていただけるような、先ほどお話ししたとおり、実際に自分はどう

行動すべきなんだ、周りの方はどうサポートすべきなんだというようなことが、より深められるような取組というのを、地域の実情を踏まえながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えばですよ、この地図の横の凡例に、特別警戒区域（土石流）とか、外水氾濫で浸水域がこれぐらいあります、浸水の実績箇所とかありますと。警戒警報を出すのは危機管理課なんですよ、その担当としては。台風が来たときに、じゃあ、浸水被害はこの辺に逃げてくださいますかというのを特別警戒とか出されていますよね。そのときに、同時に市内全域のハザードマップを出して、今回の台風なりでここが危ないんだというところが瞬時に危機管理課として把握できると思うんですよ。

そのときに、その対象区域に対して、もちろんもう渡しているから、そこの地域でやってもらえればいいんだというのではなくて、危機管理課がその対象地域に対して、「今回の災害に対しては、あなたのところにこういうふうな被害がある可能性がありますから、気をつけてくださいね」という言い方はあるんじゃないかなと思うんです。でも、今までそういうふうな使われ方をしたという話を聞いたことがないので。

その辺は、危機管理課としてこの台帳の上手な使い方、上手な情報の出し方として、もちろん地域の共助によって使われるのが中心かも分からないけれども、危機管理課が第一義的に作っているこの台帳の生かし方というところをね、もうちょっとスマートに説明していただくと、多くの方に、これは災害警報が出たときに、こんなふうに同時に情報として、「あなたのところが危ないんですよ」という情報と同時に流れてくるというふうにすると、この登録者も増えていくんじゃないかなと。

今、せっかく登録していただいている1,633人の方も、去年から見ると100人ぐらい減っているんですよ。減りつつあるこの登録者数というのは、登録したメリットが全然見えていないというところでは、これは決算のときにも予算のときにも言われていた話です。だから、せっかくのこの制度です。毎年、情報も更新しているというところでは、最新のデータのはずなんですよ、対象の方の名簿は。それとハザードマップとリンクした災害情報というのをきちんと流していくのが危機管理課の役割ではないかなと思うんですよ。まあ、思うんですよと言ってもあれですけど。

今後、先ほど所管課をどこにするかは決められませんと言われましたけど、少なくとも

この手引で、この制度の全般については危機管理課なんですね。あくまでも登録は生活福祉課と高齢者支援課。つまり、この制度を運用していくのは危機管理課ではないかなと、改めてこの支援制度の手引を読んだときに思ったんですね。危機管理課自身がこれを認識しない限りは運用がうまくいくとは思えないんです。これまでどおりに生活福祉課が「お願いしますから登録してください」という進め方にしかならない。そうではなくて、この制度を生かすのはやっぱり危機管理課ではないかなと思うんですね。どう思われますか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず、災害の情報についてでございます。今、委員の中から土砂災害の警戒情報についての御指摘がございましたが、危機管理課とすれば、きちんと市民全員の方にお伝えできるように、土砂災害警戒情報であれば市内全域に出ますけど、じゃあ、対象はどの行政区にある土砂災害警戒区域なのか、特別警戒区域なのか、ここが危ないところになっていますよ、市内全域なのかとかいうことをきちんと明記した上で、情報発信をさせていただいております。当然、それは行政区分で発出をしておりますので、例えば、ありませんけど石崎区にそういうふうな情報が出れば、「石崎区が対象になる高齢者の避難を発表いたしました」とか、そういったものはきちんとお流ししております。これがまず前提でございます。

そして、今、辻本委員から言われた、これをどう生かしていくのかというのは、当然、情報支援を必要とされる方がおられますので、そういったものをきちんと生かしていけるように、支援者、地域の方と連携して取組ができるように私どもも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） この4ページに「要援護者の範囲」というものがありますけれども、「次の人で、支援に必要な情報の提出と開示に同意する人です」で列記してあるんですが、この人数は、まず何名ぐらい大まかにいるのかということと、この中でも、こっちの登録台帳のほうは、ハザードマップと重なって情報が出るわけですね。そうしたら、この中で、なおかつこのハザードマップで、例えば特別警戒区域だったり危険性の高いところに住んでいる人、どちらにも該当する人ですね、危険性が高くて、なおこっちの要援護者の範囲に入る人は、どのぐらいいて、どのぐらいカバーできているのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 申し訳ございません、要援護者の全体の範囲については、現時点では数字を持ち合わせておりませんので、この場での答弁をすることができません。また同じように、どれぐらいのカバーになっているのかということも同様でございます。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） ちょっと今、手元に資料がないということだと思わすけれども、この要援護者の、今は約1,600名ですかね、そういった数字が出ていると思わすけれども、例えば目標とか計画とか、何%ずつ増やしていこうとか、そういったものはあるんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 具体の目標というのはございません。対象者であれば、高齢者、75歳以上であれば相当数の人員がおられますが、その方が全て支援を必要とされてある方なのかどうかというのは、それぞれの御事情によって違うんだらうというふうに思っております。ただし、例えば要介護・要支援の認定者であったり手帳をお持ちの方等については、なるべくこういう制度を使っただければというふうに思っていますので、その辺は個人情報に関係もございまして、所管ときちんと連携しながら、制度登録に向けた取組というのを進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この前、10月に会派で横浜の防災センター視察に行ったんですよ。横浜は市役所の職員の中に消防署の職員も入っておられて、だから単独で消防署を持っているものだから、行政と消防署員が一緒になって、全市民にチェックリストが行って、自分はどういう地域に住んでいる、洪水なのか地震なのか崖崩れなのかということも十分認識するチェックリストが書いてあって、そして1・2・3・4・5ぐらいのハザードで、3のときには私はどこどこに避難します、4のときにはどこどこに避難します、全てそれが行き渡っているわけよね。

だから、今よく筑紫野市なんかで議論するときは、公がどう、共助がどこまで助けてくれるのか、地域がどこまで助けてくれるのかという形がメインで話してるんやけど、横浜のはもっと進んでいて、自分自身がどういう段階になったらどこどこに逃げる、誰々さんの娘のところに行くとか、息子のところが来てくれるとかね、そういう形をやって、その1,800人とかじゃなくして、全市民がそれを知っているという状況になっているのよね。

だから、ああ、なるほどな、こんなことだったら、やっぱり自助ということが一番大事

だなど。それから共助という形になって、公助になっていくんだろうけど、どうもうちあたりは公助から、共助から先に走って、自助というのが後回しになっているような気がして。だから、自分が住んでいる地域は、どういう地域に私たちは住んでいるんだということの認識をしてもらおうというやり方も、かえって面白かったなと思って参考になったんですよね。だから、よその地域がどういう形をしているか、本当に横浜は進んでいるなということを感じたので、一例です。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それぞれにお住まいの区域の災害等のリスクにつきましては、全世帯にお配りしておりますハザードマップ、こちらのほうで確認をしていただくように、いろんな機会を捉えながら周知を図ってまいりたいと思います。

今、横尾委員が言われた、どういうレベルのときにどういう行動をするのかということのも、ハザードマップの中にマイタイムラインという、こういう情報が出たときにどう私が動くべきなのかというようなところをつくっていきましょうということ、ハザードマップだけではなく、いろんなところ、広報紙の災害の特集のときであったり、便利帳とかにもなるべく記載しながら、出前講座の中でもお話をさせていただきながら、それぞれが今言われてある自助の中で、どうやって自分の命を守っていくのか、自分の家族を守っていくのかというような取組、それを私どもも粘り強く啓発、周知に努めていかなければならないというふうに認識をしております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、自助の話になりましたが、この災害時等要援護者の制度はそれと違うわけですよ。災害時に誰かの支援がないと逃げられないから、こういう制度をつくって助けましょうというところの話をしているので、自分で逃げられる人はそれでいいわけです。そうじゃない人のためのこの支援制度を今どうしたら充実させることができるかという話をしているんですから、マイタイムラインはつくって当然です。それはどんどん進めていただいてもいいですよ。でも、そのマイタイムラインの中に、私は一人では逃げられません、誰かに助けていただかないと逃げることができませんという人のための支援制度だから、それを踏まえた上で考えていただかないと、今みたいな「自分一人一人で考えてください」だけでは逃げられない人がいるためのこの制度なので、そこがちょっとずれていると思います、今。

○委員（横尾秋洋君） だから、そういうことを認識して、次のステップの人たちをどうしていくかということが、この中で今、議論になつとるわけやから。もともとその1,800人ぐらいの人たちが、本当に1,800人だけで済むのかどうかというのも、その把握の仕方がいろいろあるでしょうから、もっと、75歳以上というのは私も該当するし、いろいろあるんだけど、そういう人たちが地域の中で、民生委員の人も結構年配やからさ、その人たちが行って助けることができるのかとかさ、いろんな形もあろうと思うんよね。ちょっと余談ですけど。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自助と共助と公助、これはもう三つが連携しながら全ての取組を進めていくというのは、私どものほうでも忘れていないところでございます。自助があつて共助もあると。当然、横尾委員が言われた、まず自分のこと、そして辻本委員が言われた、助けが必要な方が当然おられるわけですので、それを私どもは忘れていたわけではございません。様々な中で、支援を必要とされる方には適切な支援が手が届くように、そこを私どもも地域と一緒に取組を進めていくことが肝要であろうというふうに思っておりますので、その辺については、それぞれの地域の実情がございましょうから、私どもも地域と一緒にやりながら取り組み、検討しながら進めていきたいというふうには思っております。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 出前講座をされているということなんですけれども、公民館だけで100近くあると思うんですが、行政区で、各公民館単位とかで出前講座をやっていく計画とか実施の状況を、全ての行政区においてどの程度できているのか、コミュニティーにおいてどの程度できているのかという現状を教えてください。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） すみません。出前講座は、私どもが声をかけさせていただけでなく、地域で「こういう講座をしてほしい、こういう内容で話をしてほしい」というようなところで声をかけていただいた上で、私どもが出向いて講座をしております。だから、年間の実施計画というのは実際上立ててはいないような状況で、声があれば当然、時間とか日程を調整した上で、話に出向いておるような状況です。できる限り多くのそういうふうな行政区にこういう講座ができるように、私どももこういう講座をやっていますよということを周知させていただける機会を捉えながらやっておるところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） ハザードマップで危険性が高いエリアというのは、出前講座をする必要性とか緊急性が高いんじゃないかなと思うんですけど、その点については、そういう申出がなくても、ここはちょっとやっておかないとまずいんじゃないかという行政区も、ハザードマップの場所によってはあると思うんですけども、その点についてはどのように考えているのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 災害リスクについては当然、高いところにお住まいの方がおられます。そこを重点的にしてはどうかという御意見であろうと思いますので、そういったところも踏まえながら、地域に声かけするときに勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

じゃあ、ちょっと最後に私のほうから。

このしおりを見たときに、非常に分かりやすいなど。なので、いろんな方に、その対象の方じゃなくても、例えば民生委員さんとか、もしくはそういった施設の方とか家族の方が見られて、この制度を知ってもらって広がれば、必要とされる方が登録されたらいいなというふうに思いました。

さっき、75歳以上の人、その対象はどのぐらいか分かりませんと言われたんですけど、結局、後期高齢者の方は全て対象なんですね。手帳を持っている方も分かるんですね。なので、そういった意味では、危機管理課は今ここで分からなくても把握はできるはずなんですよ、役所としてですね。ただ、その他にまた必要とされる方は、それぞれの事情でいらっしゃると思うんですけど、そう考えたら、全体の中で今は約1,600人ということだろうと思うんですけど、僕からの質問は、分かりやすく、この趣旨が分かれて登録をされた、必要なときにそうやって声をかけて、日常は民生委員さんかもしれないですけど、必要なときに地域と協力しながら一緒に避難しますよとか、具体的にいろいろ書いていらっしゃるんですね。

ということは、この制度ができて、危機管理課としてはこれが実施されているか、どのようにこの制度が、登録からその名簿を周知、行政区長、自治体の自主防災組織、民生委

員さん、福祉委員さんで情報共有してくださいねはいいいんですけど、じゃあそれが、ここに書いてあるように災害が起きたとき、対策本部を組んだとか、大型台風が来ると。具体的に言うと、この間の台風9号、10号のときに、どのようにこの制度が動いていたのかというのはいんてんされているんですか。把握されているんですか。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 実態としては、そこまでの検証に至っていないのが実情でございます。今後は、そういった動きがどうであったのかということも、所管と一緒にしながら、どういうふうにしたら一番把握しやすいのかということを検討してまいりたいというふうに思っております。検討したもので実行可能なものについては、速やかに実行できるように努めてまいりたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） この制度ができて、今までそういったことをされたことがないということはいいいんですか。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） すみません、私が危機管理課に来てからは、そういう事案をしたということの記録はございません。

○委員長（波多江祐介君） 私もこの制度について、さっき横尾委員も言われましたけど、会派としても様々に調査をしたり、また、予算・決算でも私も何度か意見させてもらったのが、結局、現実的ですかと。民生委員さん、福祉委員さんも、対象の件数が多い中で、そういう災害があったときに見に行くのが現実的ですかと。だから、その情報共有とか判断というのは、例えば消防団とかいろんな形で変えていくべきじゃないですかという話を前からしているんですよね。それでも今まで検証されていなかったんですかね。書いて登録をして、実際に来てくれる、必要としている方が登録をされて、災害が起きたときにその制度で対応できているかできていないかが把握をしていない、分かっていないというのが今の現状でいいんですか。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現状といたしましては、すみません、私どもの把握不足でそこまでは至っていないというようなところがございます。そういう災害リスクが高まったときに、実際に周りの方々がどういうふうな行動をされてあったのかということまでは、実態をつかめていないような状況であります。それは率直に反省すべき点ということで、今日御意見いただきましたので、今後そういったことを……。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後4時30分

再開 午後4時39分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 先ほど、実態を把握していないというなお話でしたが、訂正をさせていただきます。

私どもが災害の避難情報等を発出した場合、自主防であったり区長さんたちにあってはきちんと情報が伝達できるようにしております。支援を要する方々に対しての情報提供も、当然、区長さんとか協定を結んだ自主防にはさせていただいていますので、実際、区長さんとか自主防、地域の方がどのように動いてあったのかというのは把握できていないのが現状でございます。そういったところは一つ反省すべき点ということで、今後、制度がよくなるように努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑がある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 最後に話だけで終わりますけど、やっぱり大切な市民の安心・安全ということで、関係課、専門のそれぞれ所管する中を連携していくのがプラスに働くように、これはこっちの役割、こっちの役割、それをまた一歩見て統括している課としての役割が十分発揮されて、今の時代に独りで住まわれる方、また高齢化で75歳以上の方もどんどん増えていますので、それを必要とされる方に必ず支援が届くように取り組んでいただきたいと切に思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の所管事務調査になります。自主避難所の点検結果について、よろしく願いいたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自主避難所の点検結果について説明をさせていただきます。資料の1ページを御覧ください。

令和3年6月に作成いたしましたハザードマップに記載する自治公民館等の自主避難所

の点検につきましては、判定区分の部分を、令和3年の4月1日を基準日として、表に記載しております判定区分、土砂・洪水・地震の3項目を判定しながら、自主避難所としての指定の可否を決定しております。判定を行った自治公民館等が、2ページまでで82か所ございます。それぞれに、地区別にまとめて建築年・構造・階数を記載しております。

2ページを御覧いただき、下段に記載しておりますが、土砂については、土砂災害警戒区域等の影響が大であるものをバツ、適合しないんだというところ。土砂災害警戒区域等の影響が少ないものにあっては三角、危険性に留意してください、状況によって自主避難所としての開設を判断してくださいというもの。マルにつきましては、土砂災害警戒区域等の影響がない、いわゆる区域外にある公民館であるというところですよ。

次に洪水につきましては、浸水想定区域外であるもの、それと浸水想定区域内であっても0.5未満の床下浸水であるものをマル、また、浸水想定区域の中であり0.5メートルから3メートル未満に存するものについては三角とさせていただいて、こちらのほうも危険性に留意してください、状況により開設の判断が必要ですよというふうにしております。なお、自治公民館等がある中では、想定区域が3メートルを超えるようなエリアというのはいりませんよ。

最後に、地震についてです。地震については、昭和56年までに建築されているもの、いわゆる建築基準法に定めてある耐震基準が強化される前の、いわゆる旧耐震基準によって建築されている建物については三角、危険性に留意、状況により開設を判断してください。表中のマルにつきましては、昭和57年以降に建築されているもので、一定の耐震基準を満たしているというふうに判定をさせていただいたところですよ。

以上の判定を総合的に勘案いたしまして、「指定」のところはマルをつけております65か所になりますが、自治公民館等については自主避難所としての指定を行っているところですよ。

説明については以上です。

○委員長（波多江祐介君） 物すごく早口で言われて。ありがとうございます。

何か御質問がある方は挙手をお願いします。

ハザードマップに実際に載っているものになりますよね、はい。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この表は結局のところ、この間の委員会報告会のときに、指定されている避難所が本当に使えるのかどうか、キャパとしてどうなのかという質問があっ

たので、自主避難所として指定されているところが本当に大丈夫なのかというところで調べさせていただいたんですけど、指定のところにバツがついているところは現実的に、危機管理課から、公民館の建て替えの要請のようなもの、行政の必要性として、地域に安全・安心な公民館を確保するという意味での建て替えについて、どんなふう考えておられるのか。

ここで危機管理課としてバツをつけただけで終わってしまうのか、そこから住民に対しての必要性から公民館の建て替えを考えるという視点では、何らかの行政トップに対して要請を、「ここはやっぱり建て替えておかないとよくないんじゃないでしょうか」みたいな意見を上げるのか上げないのかというところを、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自治公民館等につきましては、地域が建築され、地域で管理されてあるものだというふうに認識をしております。その場所がどういうリスクがあるのかというのは、区長さんとかに様々な機会を捉えて、このハザードマップもそうですが、「どういった場所でリスクがありますよ」ということの周知には努めております。いずれにしても、地域が建てて管理される建物、公民館でございますので、その部分については、やはり地域における協議、話し合いの下で決定されるべきものであるというふうな認識しております。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） この自主避難所、以前からハザードマップのときから波多江委員長が指摘をしていることなんですけど、この土砂のバツのところですね、土砂災害についてはここは避難所として使えないということは、これは個別に、要はハザードマップを配布したから、もう周知を完了しているという認識なんですか。それとも区長とかを通して、結局こういうところで出前講座をやったりとか、「ここは避難所として使えません。だから、こういうふうにしていきましょう」とか、そういったことというのは何かしているんでしょうか。ハザードマップを配ったのと別に、何かそういった周知というのはしているんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 土砂災害に関しましては、このハザードマップを作る前から、指定をするかどうかという区域が、土砂災害警戒区域が非常に増えた関係がございまして、そういったところで、以前は使えたけど今回からは駄目ですよというような事案

になったところについては、一つずつ説明しながら、いわゆる自主避難所としての指定はもう外して、こういうリスクが高いからこういったところには使えない、使わないでほしいというような要請というのは、きちんとそれぞれの行政区にさせていただいているところですので。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

これで全て、所管事務報告調査について終わりとなります。

職員の方が退出されますので、一旦休憩いたします。ありがとうございました。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 4 時48分

再開 午後 4 時48分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これをもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。

————— ・ ————— ・ —————
閉会 午後 4 時49分